

◎議 事 日 程（第3号）

令和2年3月5日（木曜日）午前9時30分 開議

日程第1 一般質問（続）

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	島 田 浩 君
11番	杉 村 義 仁 君	12番	鬼 頭 勝 治 君
13番	鷺 野 聰 明 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会 計 室 長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	奥 田 哲 弘 君	企画政策部長	宮 川 昌 和 君
産業建設部長	山 田 哲 司 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市民協働部長	渡 辺 弘 康 君	上下水道部長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	伊 藤 裕 章 君
子育て支援事業 担当部長兼 児童福祉課長	中 野 悦 秀 君	下 水 道 課 長	山 田 英 穂 君
産業振興課長	滝 川 豊 彦 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	猪 飼 隆 善	書 記	近 藤 泰 史

午前9時30分 開議

○議長（鷺野聰明君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（鷺野聰明君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

質問順位7番の6番・吉川三津子議員の質問を許します。

吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

おはようございます。

子供たちにつけを回さないというスタンスと、日々の市民活動での出会いから格差社会を感じている一人として、本日は大きく2点について質問いたします。

今日は、公共下水道の問題と、農地法違反の2点について質問いたします。

では、まず1点目の公共下水道のことです。公共下水道の総事業費を、市はずうっと282億円と主張してきたのですが、実際には約78億円も膨らみ、総額360億円であることを9月議会で指摘いたしました。安く見積もっても、今後まだ250億円ぐらいこの事業にかかるのではないかと試算しております。

このことを市民の皆様にお知らせしたところ、ちょうどこの公共下水道接続の地元説明会があったようで、たくさんの御意見を頂きました。屋敷の敷地は広いのだが、独り暮らしなのになぜこんなに高い分担金を払わなければならないのか、家族の人数が多い世帯より負担が大きいのは不公平だとか、自分が死んでも娘や息子はここには住まない。家は解体されて、分譲住宅になるだろう。なのに、宅地内の工事をするのは意味がないとか、宅地内工事に100万円以上かかると言われた。年金暮らしで払えるわけがない。市は年金暮らしの生活の大変さが分かっているのかなどの御意見をたくさん頂戴いたしました。そして、接続はしないという声を最近よく耳にするわけで、こうした状況の中で公共下水道事業を今のまま進めてよいのだろうか、大変疑問に思っています。

そこで伺います。愛西市には、農業集落排水と公共下水道等など、複数の下水道処理がありますが、市民負担はどう違うのか説明を求めます。

次に、農地法違反のことです。

市長は、道の駅の拡張、そして愛西市ぐるぐる農産物などの事業を行い、農業を大切にした

まちづくりを目指しています。それなのに、一方で農地法違反のごみの山がこの愛西市にはあちこちにあることを御存じでしょうか。こうした問題を解決せねば、農業を大切にしたい事業は成功しないのではないのでしょうか。

私は、平成9年頃、まだ議員になる前から子供たちのために環境を守る活動を女性ばかりでしてきました。夜になると、名古屋などの都会からダンプカーで産業廃棄物が田畑に運び込まれ、空が真っ赤になり悪臭を放つ大規模な野焼きがあちこちでありました。また、日曜の昼間に野焼きが始まり、洗濯物が灰で真っ黒になったり、孫の健康を気遣い家族で喫茶店に避難する家族もありました。当時の活動で、小さな野焼きやごみの山は徐々に改善をさせたものの、昨日現在の農地法違反の資料をもらって、20年前の違反事例がいまだに残っていたり、新たな産業廃棄物が絡んだ違法転用が増えていることに驚いています。

少し農地法違反について説明をさせていただきたいと思います。

農地法の許可の申請には、農地法の3条、売却、権利の移動ですね、3条のもの、そして4条は転用、農地をほかの商工業とかいろいろなものに変える。そして、第5条は3条と4条を一緒にした手続ですけども、こういった農地法の手続があります。そして、手続としては申請者が書類を愛西市の農業委員会に出します。それを農業委員会が審査をして、意見を付して県に提出し、そして県は県の農業会議というのがありますので、そういった意見を付したものを審議して、許可、不許可を決め、また申請者のほうに返してくるというそういった仕組みがあります。

これは、転用の許可の基準なんですね、これを見ていただければ分かるように、愛西市では優良農地が多く、ここに書いてあるように原則農地転用は不許可、許可できない農地がこの愛西市に多いのです。しかし、なぜか許可が下りたり、無断転用が増えている。本当に疑問でなりません。

農業委員会では議事録を調べたんですけども、毎月10件から20件の農地転用の申請が出てきています。資材置場にしたいとか、新家さんを造りたいとかいろいろなものが出てくるわけなんですけど、おおむね10件から20件の申請が出てまいります。事務局が許可要件を満たしていますということの説明をします。でも、その申請者が今まで違反を犯していても、その違反についての説明は全くなく、委員からの意見もなく全員挙手で賛成し、県に進達することと決定いたしますということで、毎回毎回そんな発言とか手続が進んでいるのが今の愛西市の農業委員会の現状です。少しこの今の愛西市の状況を見たいと思いますので、次の画面をお願いします。

これは、私が平成9年から、ちょうど今愛西市が合併した地域の環境パトロールをしていました。ですから、今の愛西市の農地法違反、違法なごみの山については、マップに落としておりましたのでほとんど今でも把握をしています。これは当時からあった場所なんですけど、これは2012年に撮った写真です。農地です。ごみを燃やし、トラックで持ってきてということで今でも無断転用の状況です。

次、お願いします。

これも立田地区なんですけど、次、お願いします。ちょっとアップにします。一部分を映して

おりますけれども、こういった廃棄物の山で、これは貸した人が行方不明で借りた人が使っているということで、かなり長く、私が活動を始めるよりさらに前からこういった山ができています。

次、お願いします。

これは、佐織地区です。残土処分場ということで操業がされています。これも農地法違反で今愛西市が指導をしているところです。

次、お願いします。

こちらも佐織地区です。この間、無断転用でごみを野積みしたり火事を起こしたりしてきましたが、平成31年、資材置場にするとということで農地転用申請が出され、これも全員一致で承認されて許可が下り、許可が下りたらこの状況です。これが資材置場と言えるのかということなんです。

こういった山が、今日は一部だけを紹介させていただきましたが、よく見てください、愛西市の道の駅の南のほうに山があることを皆さん覚えていらっしゃるでしょうか。きっと草とか木も茂って、普通の山だと思っていられるかもしれない。でも、あれは中は全部ごみなんです。そういったところが、佐屋川用水のへりのところとか、ちょっとこの地域で山になっているところは、ほとんど中がごみです。ほとんどのごみが、本来きちんと処理をするならば遮水シートを敷いて環境汚染が起きないようにところに処理しなければならない、そんなものが雨ざらしで野積みされている。違反を長年続けているというのが現状です。

平成21年に農地法が改正になりました。無断転用者には、原状回復のための必要な措置を講ずることができるようになり、罰則も適用できるようになりました。転用許可を受けた者が転用事業を確実に行っていない場合、先ほどなんかそうだと思います。資材置場にしたりと違った使い方をした場合というのは、市として農業委員会が許可を取消したりとか、許可条件の変更を命ずることができるというふうに平成21年が変わってきています。

また、農地転用する者がやり得にならないように、極めてそういったことが国は重要だと、ごみを残したままどっかに行っちゃわないように、原状回復命令をして原状回復命令に従わない者に対しては、行政代執行ができることを農地法で盛り込んでいるわけです。しかし、農地転用違反の告発は、3年以内です。この3年をのりくらりとやり過ごせばよいと考えている悪質な人たちも多いのではないのでしょうか。

そこで、伺いをいたします。愛西市の農地違反の現状について、説明を求めます。以上です。

#### ○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは私のほうから、農業集落排水等と、公共下水道において、市民の負担の在り方の違いはという問いにお答えさせていただきます。

まず、農業集落排水等は、条例に基づき、使用料及び維持管理分担金と加入分担金を使用者または権利者より料金を納めていただいております。

佐屋、立田地区の使用料は、水道の使用料を基に算出しており、月額消費税込みの基本料金

10トンまでで、佐屋地区1,320円、立田地区1,650円、超過使用料も同様に単価が異なります。また、八開地区の使用料は、基本料金に人数割を加算して算出していますので、月額消費税込みの基本料金は2,723円、1人当たり680円を加算しております。4人家族の場合は5,443円になります。使用料のほかに、加入された敷地内に公共ますが設置されている権利者に対して、接続されていない場合でも、排水施設の維持管理に必要な費用として、基本使用料と同額の維持管理分担金を徴収しております。

加入分担金は、新たに使用者となる場合に30万円を納めていただきます。ただし、公共汚水ます等の設置工事に係る費用が30万円を超したときは、その超した金額も納めていただいております。

続いて、公共下水道も条例に基づき使用料と受益者負担金等を所有者または権利者より料金を納めていただいております。使用料は、水道の使用水量とともに算出しており、月額消費税込みの基本料金10トンまでで1,650円、超過使用料は4段階に区分されています。受益者負担金等は下水道を利用できる区域の方に限り対象となる土地の面積に400円を乗じた額を負担していただいております。ただし、個人の専用住宅の土地に限り、上限額は25万円になりますが、営業用については上限額は適用されておられません。

以上のことにより、農業集落排水等と公共下水道における使用者負担の違いは、最初に負担していただく加入者分担金と受益者負担金等の違い、地区ごとに異なる農業集落排水等の使用料の差、未接続者に対して排水施設の維持管理を目的として徴収しております農業集落排水等維持管理分担金が上げられます。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

それでは、農地法違反の現状はということで御答弁をさせていただきます。

現在、農業委員会において農地法違反として指導及び経過観察をしている件数は29件で、資材置場として使用されているものが16件、廃棄物置場が10件、廃車置場が2件、残土置場が1件です。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

それでは、下水のほうから順次再質問をさせていただきたいと思います。

一番初めの画像のほうをお願いします。

愛西市の下水道料金についてですけれども、私の住んでいる立田地区の現状を言いますと、先ほど分担金については新たに加入すると30万円というお話でしたが、最初の頃私たちは分担金が15万円でした。下の農業集落排水の頃ですね。でも、地域によっては勾配が少ないと中間の施設を造るということで土地負担金とか、それから土地改良区の会員でない、そういった人たちについては土地改良区協力金ということで、かなり最初に接続するときにそういった格差がありました。今農業集落排水をざっと見ると、100坪以下の方々にとっては大変高い分担金だったなということを経験すると出てきます。そして、公共下水については200坪以上だと大変安いというか有利な試算になってくるのかなあというふうに、この400円を単価の基準に考えると、そんな試算が出てくるのではないかなあというふうに思っています。

あと、この料金で大きな違いは、農業集落排水につながりますよということで、ますをいけた方については、毎月宅内工事をしていなくても、右側の料金、基本料金がかかってきます。しかし、公共下水については、宅内工事をしなくてもこういった料金がかかってこないといった農業集落排水と公共下水の違いがあり、これもかなり市民の方々にとっては、何でなんだという、法律が違うからとは言っても、市民にとっては関係のないことなので、そういった声がたくさんあることを少し御紹介だけさせていただきたいと思います。

そして、あと、やはり高齢者の方、高齢者世帯がすごく増えていきますので、そういった方々が宅内工事が本当にやっていけるんだろうかということをお私には考えました。国のデータも調べたわけなんですけれども、2人暮らしで切り詰めた暮らしをすると、年金生活最低の生活をすると22万円ぐらいの年金が入ってきて、23万円ぐらい支出ということで赤字の暮らしをしなければならないというデータが出てくるとお思います。あと、国民年金だとさらに厳しくて、2人国民年金だと12万円の年金しかない中で生活をし、貯金を切り崩して生活していくこととなります。そういった場合、こういった接続については、強制的に払ってくださいというのが出てくるので皆さん払っていらっしゃるみたいなんですけど、宅内工事をしてさらに毎月公共下水道の料金を払うということが大変厳しい世帯が増えてきているなというふうにお思っています。こうした後継者がいない高齢者世帯が接続することに対して、市はどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせをいただきたいとお思います。

#### ○上下水道部長（鷺野継久君）

現在整備を進めています公共下水道事業は、公共開始された区域から受益者負担金等を納めていただき、その後公共ますに接続していただいてから使用料が発生します。この事業の目的は、公共衛生や河川の水質向上により、環境を守り次世代へ継承するために整備するものであり、これからも御理解と御協力を求めていますとお思います。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

下水道のそういった趣旨は分かるんですけれども、実際に生活が苦しくて、年金もこれからどう減っていくのか分からないということで、高齢者の収入の格差も広がっているわけですよ。その中で、このまま可能だと、何が何でも取っていくんだというような考えで進めていかれるのか、その辺ちょっと伺いをしたいとお思います。

#### ○下水道課長（山田英穂君）

高齢者に対して負担金、使用料ですね、納めていただいている状況で、下水の整備の向上について協力はしていただいております。その中で、やはり今現在数量ですね、使用料を今10立米が基本料金になっておりますもので、その中で今後使用料の見直し等の段階で慎重に考えていきたいと、検討をしたいとお考えておる次第でございます。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

接続された方については、これだけ年金生活の格差があるわけですので、やはり下水道料金の基本料金の値下げ、それからランクを細かくして、できるだけ負担が軽減されるようなことは、以前料金改定のときに私申し上げて、これはやっていくんだというような答弁があったか

と思うんですね、それが、これだけ格差社会のことが問題になっているのになかなか取り組まれないということです、ぜひそこはお願いをしたいと思います。

しかし、その前に1つ問題があるのは、宅内工事ができないんですよ。その前に宅内工事ができない。そういうお宅がこれからどれだけ出てくるんだろう。私の周りで工事やらないよという方がたくさんいらっしゃるんですよ、高齢者世帯で。そうなってくると、今のこの市が持っている下水道のシミュレーションってかなり狂ってくるんじゃないのか、財政的なシミュレーションをもう一度し直さないと、まずいんじゃないかなあと思うぐらいつながらないよという声が増えています。偶然そのときに家を建て直すタイミングだとか、若い方が住んでいらして将来やらなきゃいけないからやらなきゃという方は、それはやられると思うんですが、そうでない世帯が増えている。それは高齢福祉課のほうの独居世帯、高齢者世帯の世帯数から見れば予測がつくことだと思うんです。そういったデータをきちんと盛り込んだ財政的シミュレーションをすべきだと思いますが、市の見解を求めます。

#### ○下水道課長（山田英穂君）

現在の宅内工事に關係しまして、公共下水道を開始する区域を対象に2年にかけて3回の住民説明会を開催しております。その中で、高齢者の方からも宅内排水の工事で御質問をいただくこともございます。個別で説明することで御理解と御協力を頂いているところでございます。次世代が住む予定のない高齢者世代を特定することは難しいと思われませんが、相談等がありましたら気配りに努めてまいりたいと思っております。

シミュレーションの関係なんです、毎年毎年見直しをかけて、消費税等も上がってきておりますもので、今現在では総事業費360億という考えで整備を進めております。今後、国の施策、今10年概成ということで令和7年度までに市街化を中心に整備を進めなさいということで言われております。その辺りでしっかりと整備してまいりまして、その後国の動向によってどう変わっていくかは分かりませんが、その辺りは慎重に精査しながら整備のほうを進めていきたい、また事業費のほうも精査していきたいと考えております。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

当然、接続率が下がればシミュレーションが変わってくるという認識を持っております。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

ぜひ、そういった動向を見ながら、そのときそのときでシミュレーションをし直すというのは、公共下水道ってこれからの愛西市の財政にもたらす影響は本当に大きいと思っています。合併するときから、私はこの公共下水道が将来本当にどうなるのか、人口減少は平成9年から始まっているんですよ。そういった中で、これが本当に存続できるのかということをしつかり見ながら、そのシミュレーションの見直し等を随時していただきたいと思っております。

それからあと、公共下水道については、分担金がお屋敷の面積になっているわけです。その理由を教えてください。

#### ○下水道課長（山田英穂君）

受益者負担金等が土地の面積になっている理由でございます。下水道が整備されることによって、土地の利用価値が高くなると考えられます。受益の程度を計るにも、土地の面積によって評価できますし、家屋と異なり建て替えなどによる面積の変動がなく、いかなる事態にも永久不変のものであるなどの点から考えても一番妥当性が強いと考えております。他市町も同様に、土地の面積で賦課をしております。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

私はこれがいいとか悪いとかというわけではなくて、やはり土地の価値を、よく答弁の中でも今までも聞いてきたんですけれども、面積でやるということは土地の価値を上げるんだから皆さん接続してくださいということを説明会でもよく言われてきたと思うんです。でも、今この御時世、なかなか土地も売れない。公共下水道区域にするならば、きちんとまちづくりをして土地の価値が下がらないように、上げろとは言いませんけれども、下がらないようなまちづくりの努力をしていくべきではないか。

今、都市計画マスタープランが策定をされています。その都市計画マスタープランのまちづくりの部分と、この公共下水道区域が一致するようなものでないと、本来はおかしいと思うんです。あと残りの部分というのは、本当に道路に面した点在しているところがこれから残ってきて、本当に効率の悪い、まちづくりとはちょっと縁のないところにまで計画が残っているわけです。そういったところを踏まえて、今後、まちづくりと公共下水道の整合性をとって、責任を持った公共下水道の事業づくりをしていかなければならないと思っておりますけれども、その点、私は早期にそういった点在している部分とか、マスタープランにまちづくりとして入ってこない部分については、公共下水道区域から早めに外し、市民の方ももうじき下水道が来るからということで家を建て直すタイミングも見ていらっしゃるんですよ。ですから、この先、計画の見直しの中で合併浄化槽区域が固まってきたら、そこを外すとかいろいろおっしゃっているんですけれども、それは行政の都合。市民にとっては、今後どうなっていくのか、公共下水道がないならば、早めに家を建て直すとか、いろんな判断にもなっていくわけですので、そういった部分でこの公共下水道区域とこのマスタープランの整合性ということで、見直しをぜひお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

#### ○上下水道部長（鷲野継久君）

まず、下水道区域のまちづくりをどう進めるべきかという御質問ですが、公共下水道の整備は、下水道法及び都市計画法に基づく事業計画を策定して進めております。平成26年1月に、国からの通知で10年間で汚水処理施設の概成期間は、極力整備コストを削減しながら人口が密集している市街化区域を中心に進めていこうと考えております。また、都市計画プランとの整合性につきましては、公共下水道は都市計画法に定められた都市施設であり、都市計画マスタープランは、市の将来像や土地利用の方針を明らかにするとともに、都市施設、自然環境、景観、防災といった都市計画、まちづくりに関する様々な分野について、その整備や保全の総合的な指針となるものであります。

愛西市における下水道事業の計画は、総合計画と都市計画マスタープラン、農業振興地域整



備計画を上位計画として策定見直しを行っております。

続いて、公共下水道地域の見直しのことでございますが、先ほども課長のほうから申し上げましたが、現在、国から汚水処理施設の概成を求められております。公共下水道事業が始まったのが平成15年で、全国的にも遅く開始しておりますので、整備率が低く、概成期間、令和7年度でございますが、の完了が難しいと思われまます。さらに、概成期間終了以降、国からの補助金がどのように変わるか、現時点で明確にされておられません。また、農業集落排水やコミュニティプラントなどの関係の共同化も国から今指針を示されるところでございます。

以上のことを踏まえ、慎重に検討をしていかなければならないと考えております。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

行政の都合だけではなく、やはり市民の生活もしっかりと捉えて、どうしていきべきなのか、まちづくりもどうしていくのか、公共下水道につないでよかったと思われるような地域の選定等をしていくべきだと思いますので、その点はしっかりと市民の声を聞きながら、生活のありようを見ながら判断をしていっていただきたいと思います。

それからもう一つ、合併直後にいろいろお話をしたんですけれども、私の住んでいる地域でも業者がだまして契約書に農業集落排水につながますと言いながら全戸に合併浄化槽を入れて、農業集落排水が来たらつながますという契約書、もうそのお金は村に払ってありますというような契約書があったりとか、いろんな契約書が出てきた私たちの地域です。これは、誤解して皆さんが理解していらっしゃるの、定期的に言わなきゃいけないなど。そういった業者の個々の間違っった契約、そういったものがあり、業者と村とのまた間違っった説明がありということで、いろんな問題が起きました。そこら辺は、御理解をしておいていただきたいと思います。

それからあと、立田のナビタウンです。これは、住んでいる方たちがお金を出し合って鶴戸川まで排水がされ、独自で下水の処理がされています。老朽化したときには、市が面倒を見るというお話も議会の中でお約束しているわけですので、ほかの人たちは、1件当たり何十万何百万とつきますよ。それを使いながらも、そうした人たちは税金を使わずに自分たちのお金でやった。老朽化したときには、検討しておくということでお約束があるわけなんです、定期的に言わないと忘れ去られているということがこの間気づきました。私も議員になって長くなって、生きた化石みたいになってきたというふうに思っているんですが、再度その点の確認をさせておいていただきたいと思います。

#### ○上下水道部長（鷲野継久君）

ナビタウンさんにつきましては、隔年にそのナビタウンさんの代表の方が今後のことを相談に見えます。その辺の議事録のところ、今議員がおっしゃった、つなぐということがちょっと明記がなかったもんですから、ちょっと調査はさせてください。その事実、ちょっと私も今日初めて知りましたので、その辺ちょっと調査をさせてください。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

当時、シノダ部長がお答えになって、つなぐというよりもどうしていかというところで、

市のほうがやっていくということで、お話がどこかの議事録に残っているはずですので、また探してみてください。

次に、料金等については今不均衡があり、不公平がある。これは徐々に直していかなければいけないと思うわけですが、いつ頃からこういったところから取り組んでいくのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○上下水道部長（鷺野継久君）

同じ答弁になると思いますが、申し訳ありませんが、先ほども申し上げたように国のほうから10年概成を令和7年度末のことで言うておりますので、その付近のところ辺で計画の見直しも考えていきたいと思っております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

私がお聞きしたいのは、農業集落排水にしても……。

○下水道課長（山田英穂君）

先ほどの下水料金の見直しに関係することなんですけど、平成31年4月1日より、特別会計から地方公営企業会計に移行されております。下水道事業は過去より汚水処理に係る費用が使用料で賄われていない状況であります。企業会計は独立採算制を求められるため、適正な使用料の収入確保及び処理維持管理費の削減が必要となってきております。ここ二、三年で経営指標の計算及び収支状況を検証し、経営状態を判断し、農業集落排水等の使用料の見直しに向けて検討を進めてまいります。公共下水道使用料についても、整備が完了してから段階的に進める必要があると考えております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

あと、農業集落排水と立田、佐屋との統一というのは以前から課題になっていたわけなんですけど、そちらは全くまだ見通しが立っていないということでしょうか。

○下水道課長（山田英穂君）

農業集落排水、地区ごとに使用料が異なっております、このあたりも二、三年後に経営状況を判断しながら見直しに取り組んでいきますので、具体的に今どうするということまでは、まだ決まっておられませんもので、よろしく願いいたします。

○6番（吉川三津子君）

ぜひ、いろんな不公平というか、公平でないという声が届いております。合併してかなりの年数がたったので、一度に全部というのは厳しいと思うんですけども、少しずつ少しずつ統一していくべきではないかと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

今は市民間の公平性のお話をしました。次に、事業主と市民との公平性について少しお話をさせていただきたいと思っております。

私、この事業主がちゃんと分担金を払っているのだろうか。お店をやられている方たちが分担金をちゃんと払っているのだろうかということで、昨日情報公開請求をさせていただきました。1点は、事業主がちゃんと払っているかどうかのことをまずはちょっと教えてください。

○上下水道部長（鷺野継久君）

適正な処理が行われると思っておりましたが、少し一部適正な処理がしていないところがあったことがありましたので、そこは是正していきたいと思っております。以上でございます。

**○6番（吉川三津子君）**

その部分について、ちょっと私は大変驚いて、なかなか聞きに行っても文書が頂けないということで、情報公開請求しました。個人事業主以外の店舗で、この分担金の免除の申請をしている事例についての情報公開請求をしました。本来、店舗と一体化している土地は、上限なしで分担金をいただくことになっています。しかし、出てきたんですよ、分担金を免除している事例が。それが、1万9,367平方メートルという大きな土地の除外申請を平成25年7月16日に受理し、8月1日にいいですよということで決定通知を出しています。金額にしたら775万円を一事業主に優遇している。文書を見ましたが、これを認める根拠、条例にも、この条例の何条に該当するので免除しましたという文書也没有。申請書にも、何条に基づき申請書を提出しますという文書也没有。このことについて1点、どんな事情であったのか説明を求めたいと思います。

**○上下水道部長（鷲野継久君）**

今回判明した申請内容につきましては、適正に事務がなされていない部分があり、非常に反省しておるところでございます。直ちに内部で精査し、是正を努めていく予定でありますし、その辺の理由のところも調査していきたいと今考えております。よろしく申し上げます。

**○6番（吉川三津子君）**

本当に皆さんは条例に基づいてお仕事をされる。これ、逆に言えばこの金額、775万円を市民の税金から業者に上げたということと同じなんですよ、もらわなかったということは。本来もらうべきものをあなたいいですよということでもらわなかった。これは明らかに条例違反です。

多分、今私は公文書を持っているわけなんですけれども、いろんな受理をしたり決定通知書を出すときには、伺い書があり、誰が関わったかという印鑑が押したものが必ずあるはずですよ。きちんと、私はこの情報公開請求をして何日もたちます。今日この答弁です。誰が関わったのか分かっていながら、これから精査していきます。調べていきます。味気ない答弁だと私は思っています。

今後、どうされていくのか、処分もあり得ることなのか。私は本当にこんなこと絶対あってはいけない、お手盛りの行政があちこちでされているのではないかと疑うような、今回、文書でした。こんなことで市民の方たちが分担金を払うわけがない。接続するわけがない。きちんとルールにのっとってやっていただかないと困りますので、今後についてどうされるのか答弁を求めます。

**○副市長（鈴木 睦君）**

ただいまの議員から御指摘のありました件につきましては、事務処理について不適切な業務執行だというふうに思われますので、直ちにしかるべき判断をしてまいりたいと、そんなふうに思いますのでよろしく申し上げます。

## ○6番（吉川三津子君）

私、この後で条例も調べたんですよ。下水道利用が可能になるまで区域から外したら、公告せねばならない、公にしなくてはならないと書いてあるんですよ。なのに、聞きに行っても教えてくれない、個人情報だから。私も情報公開はあちこちでしているので、絶対出てくるぞという知恵を絞った請求の仕方をして、やっと出てきたわけです。こんなことを明らかにする、当たり前じゃないですか。みんなの税金で運営している、公開できないこの愛西市の公共下水道事業って一体どうなっているのかと大変疑問に思っておりますので、ぜひ正していただきながら皆さんの理解を得ていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、農地法違反について移りたいと思います。

これ、先ほど答弁があったものなんですけれども、地区別にまとめてあります。それぞれの平米数も書いてありますので、ぜひ御覧をいただきたいと思います。

平成26年の12月議会では、産業廃棄物建設目的で農地転用をして、その後産業廃棄物を残したまま倒産した事例も取り上げたことがあります。農地転用をした後は、ここには件数として載ってこないんですよ。この後は廃棄物処理法違反とか、都市計画法違反とかになっていってしまうので、一部転用直後のものは、ここの件数に上がってくるんですけれども、多くが転用後にごみの山を積んでしまったりとか、いろんな問題を引き起こしているのがこの農地転用であります。

さらにこれよりいろんな件数は多いということも思っている、多分市のほうもその認識はお持ちかなあというふうに思いますが、やはり今後どうしていくかということについて、少しお話をさせていただきたいと思うんですが、法律が先ほど変わったということもお話をしました。原状回復に対して、必要な措置を講ずることができるようになり、農業委員会が。罰則とか罰金も、法人ならば1億円にまで上限が上がっているんですよ。農業委員会の取消しの権限も出てきている。やり得にならないように、行政代執行もできるようになっている。愛西市の場合は、先ほどお話ししたように、県から権限の移譲を受けておりませんので、県が許可の権限を持っているわけです。津島市さんは移譲を受けているので、津島市が権限を持っているわけなんです。先ほどお話ししましたように、やはり農業委員会の法改正に伴って、やはり運営の仕方というのを見直していくべきではないかというふうに思っています。個々の違反履歴については、しっかりと説明し、こういった経緯があったことを県の意見書の中に入れて提出するというのも必要であろうというふうに思っています。

そういったことがなければ、県のほうはフリーパスなんです。何も事件がないということで、フリーパスになっていきます。そして、やはりあとパトロールをしているときの、その都度その都度の報告書を文書で県のほうに提出する。そういったことを繰り返していかなければ、県は絶対動きません。私も廃棄物の問題をずっとしてきているので、それは身にしみて分かっております。そういったことの改革ですね、農業委員会運営の改善をしていくべきだと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

## ○産業振興課長（滝川豊彦君）

農業委員会事務局として御答弁させていただきます。

言われるように、意見書に、県に進達するときに意見を含めて出したり、パトロール後のその都度の報告を上げるということもございますが、県のほうに農業委員会から意見を付して進達するというの中では、許可相当とか不許可相当というような形で意見を付すことはできるんですけど、愛西市の場合、申請地の状況の調査とか、あと書類の不備等を事前に受付の段階で確認しておりますので、県に進達する段階では書類の現場のほうの状況が悪いとか、農業委員会のほうで議論するというような場面がないような状況で農業委員会のほうに書類を上げて、審議しております。そのような状況でございますので、よろしく申し上げます。

○6番（吉川三津子君）

それを改善するつもりはないかとお聞きしたのですが。

○産業振興課長（滝川豊彦君）

今のところ、まだ従来のやり方でやっていくというようなことで考えております。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

今、これだけの問題が起きているので、会長に話をして、今これだけの件数がありますと、これから市長、こういうまちづくりをしていかなきゃいけないので、変えたいんですがという提案をしないのでしょうか。

○産業振興課長（滝川豊彦君）

やはり、農業委員会の中でということもありますが、まずは現場のほうが一番かとは思っております。農業委員会の中でも農地パトロールなどを毎月各地区ごとに行っておりまして、その中では、地区会議というもので各農業委員さんも含めてそういうような場所の確認をしたりしておりますので。

○6番（吉川三津子君）

先ほどから申し上げているのは、そういったものをきちんと県のほうに出していかなければ解決しないでしょうと。市の中でこちゃこちゃこちゃこちゃ言っても解決しないから、仕組みを変えて農業委員会の中で議論し、こういう議論をしましたというのを付していかなければ解決しないでしょうということを申し上げているんですね。

市長、その辺、ぜひこれから市長の施策を進めていく中で、私は大きな問題だと思っておりますので、そういったところを市長のほうからお話いただくことはできないでしょうか。

○市長（日永貴章君）

そもそも目的は、農地法違反、悪質な農地転用をさせないということが目標でございます。市として現状、難しい案件も多々抱えているのも現状でございますので、今後優良農地をいかに守っていくか、また後継者不足等もございますので、市としてどのような仕組みをつくっていったらいいのか、農地サイドを通してもしっかりと議論をしていきたいというふうに思っておりますし、必要があれば農業委員会でも議論をしていただきたいというふうなことを担当から話をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

## ○6番（吉川三津子君）

ぜひお願いいたします。農業委員会の決定が県の判断になっていきますので、幾ら職員の方たちが頑張っても、農業委員会がどう判断するのか、どう動くのかというのがとても重要になってくるので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、あと紹介する時間しかなくなってしまうかもしれませんが、26年の議会でも申し上げました、他の部署との連携が必要で、一生懸命農業部局がやっているだけでは解決しない。例えば、自社廃棄物を保管する場合は、廃棄物処理法の処分業の許可は要らないわけなんです。県の廃棄物の適正な処理の促進に関する条例というのがあるんです。愛知県は平成15年、産廃問題がいろいろ発生したときに、ここに自社ごみの置場とか保管場所とかつくるときには届出が要するというので、20万円以下の罰金がついているんです。つまり、罰金がついているということは、告発ができるような条例があります。これも一つ使えるでしょう。

さらに、昨日ある事例で、協力会社のごみをそこに持ってきているんだという話を窓口で説明を受けたわけなんです。この協力会社のごみ運搬をした場合、許可がなければ廃棄物処理法違反で委託基準違反でかなり厳しい5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金という厳しい処分を受ける可能性のあるお話だったわけです。

また、ごみの大きな山、これは廃棄物処理法の保管基準違反です。保管できるのは、平均排出量の7日分であって、最近の1か月間の排出量の1日平均に7を掛けた量です。つまり、最近の1か月で全然搬出をしていなかったら、全てそれは不法投棄扱いになるわけです。そういったところで、環境部局としっかり連携を取って、学びながら対策を考え、あの手この手でやはり解決していくことをぜひしていただきたいというふうに思っております。

最後に、市長をお願いをしたいんですけれども、私はこれから道の駅、とても重要な事業だと思っています。あそこの中で、かつてやはりいろんなごみに関わる施設とか、やはり道の駅にふさわしくない施設というのができてきたこともあったので、都市計画法の中で何らかの縛りがかけられないかというお話もさせていただきました。県のこういった廃棄物に関しての指導に関してはフローチャートというのがあるんで、最初は口頭で指導する、次は紙で指導表を出し、改善計画書を出させる。それも守らなかったら勧告をする。勧告をしても聞かなかったら、次は告発をするというような手順を示したフローチャートがあるわけです。きっと、県の農業部局にもあるかもしれません。なかったら、きちんとやはり農業部局でどういう手続を踏んで解決をしていくか。そんな仕組みづくりを愛西市の中でぜひしていただきたいと思いますが、市長の考えを再度にお伺ひしたいと思います。

## ○市長（日永貴章君）

ただいま御提案があった件につきましては、再度しっかりと確認をさせていただきたいというふうに思います。先ほども御答弁をさせていただきましたが、違法転用をまずはさせない。そして、今違法状況にあるものをいかに改善させていくかということが、まず我々としては近々に解決をしていかなければならないというふうに思っております。なかなか厳しい行政処分を今行っていないし、行いにくい現状もございまして、今後しっかりと調査研究をして、

どのような方策を取っていったらいいのか、またどのような手順を踏んでいったらいいのかと、  
いうことをしっかりと研究していきたいというふうに思っております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

また私も一生懸命勉強しながら、いいアイデアがあればまた皆様にお知らせしながら解決を  
していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（鷲野聰明君）

6番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時40分といたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（鷲野聰明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位8番の17番・真野和久議員の質問を許します。

真野和久議員。

○17番（真野和久君）

それでは、一般質問を始めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今日は、1つ目として、立田・八開地区の学校統廃合の見直しを、それから2点目として、  
防災コミュニティセンターの指定管理の改善を、この大きく2つの問題について質問をしたい  
と思っております。

まず最初に、立田・八開地区の学校統廃合の見直しをというものです。この間も何回か話を  
してきましたが、そうしたことも含めて、今回も取り上げていきたいというふうに思います。

まず最初に、15年前に佐屋町、立田村、八開村、佐織町が合併して、この愛西市になりました。  
当時は、規模による自治体の仕事やサービスなどの効率化で財源を確保し、よりよい行政  
サービスが行えるという国からの指導で、自治体の合併が進められたというふうに思います。

しかし、その結果は、地域の特色ある行政サービスが失われ、また合い言葉のように言われ  
た「サービスは高いほうに、負担は軽いほうに」というような目標も結果的にはほごにされま  
した。合併して15年の今ですら、合併しなければよかったという声は今も出ています。

そのとき、当然、効率化の一つとして、学校の統廃合も課題となっています。今、全国で  
小・中学校の統廃合が問題になっていますが、そうした状況から、さらに総務省が唱えている  
ような、いわゆる自治体消滅論、つまり人口の急減社会の論が加わり、そしてその中で2015年  
には文部科学省が公立小学校・中学校の適正規模、適正配置等に関する手引の改正を行って、  
単学級、1学級以下の学校の速やかな統廃合の適否を検討するように促しています。

一方で、2014年からは、総務省が各自治体に対して公共施設等の総合管理計画の策定を指示  
しました。実際にこの内容は、公共施設の総延べ床面積の削減目標をまさに定めたものであり、  
面積の大きい学校は、そのターゲットにもなっています。

こうした状況の中で議論をされている学校統廃合に関しては、やはり統合ありきではない、

子供たちにとってよい教育を地域とともに考えていくことが必要ではないでしょうか。この間の愛西市の説明会の中でも、地域に学校を残してほしい、今の少人数の教育を続けてほしいという声が、とりわけ八開地区から出ているからこそ、こうした考え方を検討していくことが必要ではないでしょうか。

まず最初に、以下の3点について質問を行います。

まず1点目として、統廃合によって、学校の体制、教員数や職員数、経費などが、今の現状と、そして統合1案ではどのように変わるのか、お答えください。

2つ目として、小中一貫校の検討はどこまで進んでいるのでしょうか。

それから3つ目として、今後の対応、以前も聞きましたが、12月議会では、今回の案の見直しは行わない、当面は説明会も行わないと答弁されていましたが、今後の対応について説明をお願いいたします。

大項目の2つ目として、防災コミュニティセンターの指定管理の改善をということです。

地域防災コミュニティセンターは、地域の拠点であるだけではなくて、日常的に地域や市民の様々な活動の拠点として、地域の祭りなどのイベントやサークル活動が行われている場所があります。また、その地域活動の組織であるコミュニティー推進協議会などの事務室的な役割を担っています。

コミュニティセンターの運営形態は、合併後、管理委託から指定管理に変わりました。単に形態が変わっただけではなくて、管理に関する様々な仕事、業務が地域へと下ろされてきました。しかし、コミュニティー推進協議会などの地域組織は、いわゆる指定管理の管理運営会社などではありません。役員も毎年替わり、地域の団体であります。コミュニティセンターは、地域の市民活動を活発にするという目的があり、公募でもありません。そうした点も踏まえて、行政は、その特徴を踏まえ、やはり地元が管理しやすいように配慮していく必要があるのではないのでしょうか。

そうした点から、最初に以下の3点についてお尋ねをいたします。

まず最初に、昨年10月からの利用時間と使用料金改定の影響であります。

昨年10月から、消費税増税に伴う料金改定とともに、利用時間が1時間単位に改定をされました。利用者にとっては、時間単位が短くなって借りやすくなったという点もありますが、しかし指定管理者にとってみると、利用料収入の大きな変更になってまいります。この利用時間、利用料の改定で、利用の仕方や利用料収入などはコミュニティーにとってどのように変わったのか、お尋ねをいたします。

2つ目として、鍵の管理の見直しをということであります。

昨年から、いわゆる管理人がいないとき、そして夜間等の貸し借りがある場合に、鍵の管理の変更によって開け閉めが委託されました。防犯サービス、そして機材や鍵の開け閉めの委託の費用がどのぐらいになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから3点目として、人件費の見直し、充実をということであります。

指定管理の仕事量に比べて、実際にコミュニティセンターの指定管理に関しては、人件費が



見合っているとは思えません。昼間の管理人の業務や、先ほどの鍵の管理だけではなくて、実際には推進協議会の方々が会計管理や業者との契約や立会い、そして指定管理に必要な書類の作成など、様々な業務に携わっています。そうしたことがとても十分に反映されているとは思えません。事務を行う役員や管理人の仕事量に見合う管理費の充実が必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

以上を最初の質問とし、それぞれについて答弁をよろしく願いいたします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、御答弁をさせていただきます。

まず1点目の学校の体制についてでございます。

現在の立田・八開地区、4小学校、2中学校で、教員数の合計が101名、職員数は10名、概算の経常経費が合計で6,137万6,000円でございます。

一方、統合案1で統合一貫校にした場合、想定される規模としては、教員数が65名、職員数5名、経常経費は概算で3,697万3,000円でございます。

2点目の小中一貫校についてです。

小中一貫校は、義務教育9年間を見通した目標設定・学習指導、児童・生徒に寄り添った継続的な指導が可能なことや、小・中学校の隔てなく、乗り入れ授業ができるなどのメリットがあると考えられます。

平成30年6月には、三重県津市にあるみさとの丘学園を視察するなど、情報収集を行ってまいりました。

小中一貫教育は、様々な形がある学校の在り方の一つだと考えております。学校規模適正化の検討の中で出てきた形ではございますが、よりよい教育環境を目指すためにも、適正化に限らず、今後も検討すべきと考えております。

3点目の今後の対応についてでございます。

教育委員会といたしましては、どうしたらよりよい教育環境を確保できるか、どうしたらよりよい学校づくりができるか、どうしたら地域に開かれた学校づくりができるか、こういった観点から、学校規模適正化について、住民の方の御理解をお願いしております。

今までの教育委員会が住民の皆さんに向けて行う説明会ではなく、説明会に出席できなかったというグループや住民の方からの要望に個別に対応するなどして、これからも地域住民の方との対話を続けていきたいと考えております。以上です。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私からは、コミュニティーに関しましての御質問につきまして、回答をさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございます。

昨年10月からの利用時間、利用料改定の影響ということで、利用時間、利用料の改定で、利用の仕方や利用料の収入などはどのように変わったのかという御質問につきましては、利用の状況は、1時間毎の利用区分にしたことにより、必要な時間分だけの申請・利用となりました。

利用者のアンケートでは、「利用しやすくなった」との意見もございました。

利用料の収入の増減は、幾つかの要因が影響しますので、厳密に利用時間、利用料の改定だけの要因とは言い切れませんが、10月から1月分を30年度の利用料収入と比較したところ、減収したところもあれば、増収したところもございます。

2点目の鍵の管理の変更による防犯サービス、機材や鍵の開け閉めの委託の費用はどのくらいかかっているのかの御質問につきましては、昨年導入しました佐織地区のコミュニティセンターの警備委託料は、税抜きで月額1万円でございます。鍵の開け閉めの費用は、管理人の在室時間や利用状況により様々でございます。

3点目の事務を行う役員や管理人の仕事量に見合う管理費の充実が必要ではないかの御質問につきましては、指定管理者の経費の内訳は、人件費を含め、指定管理者で決めていただくようになっております。以上でございます。

#### ○17番（真野和久君）

それでは最初に、2点目の防災コミュニティセンターの管理費の改善のほうから再質問を行っていきたいと思います。

先ほど答弁がありましたが、利用時間の変更によって、減収したところもあれば、増収したところもあるという話でありましたが、資料として頂いたところでいくと、ほぼほぼとんとん、あるいは佐織地区でいくと、とんとん、あるいは多いところだと10月から1月で13万9,000円も利用料が減額になっているところもあるという資料も頂いております。そういう点で、利用料のこうした減収分というのは、指定管理料の中でどのように補填されるのでしょうか。まずそれをお答えいただきたいと思います。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

補填につきましては、指定管理料は施設の管理運営に係る費用から利用料収入を差し引いた金額となります。減収の要因が市の制度変更によるものであれば、リスク分担に基づき、市が対応することとなります。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

今の答弁で、要因であればリスク分担に基づき市が対応ということではありますが、現実的に減収した場合には指定管理そのものの運営が非常に厳しくなるというのは、コミュニティセンターであれば当然そうしたことになると思うんですが、そういった点で減収分に関して市として対応していくという考えはないのでしょうか。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

先ほども申しましたが、リスク分担、計算をさせていただいて、足りないものについては、これは補わなければいけないのかなと思っております。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

ぜひともしっかりと指定管理費に上乗せする等の対応をやっていただけるようお願いをしたいというふうに思います。

それから、2つ目の鍵の管理の問題です。

昨年から、いわゆる鍵の管理に関して、セキュリティーも入れながら、鍵の管理を担う人を何人か雇って、夜間などはそうした開け閉めの対応をされています。

ただ、私が住んでいる佐織地区の町方コミュニティーでいうと、役員さんからも言われたんですけども、1か月間の使用料が大体二、三万円の収入の中で、鍵の管理の人たちに払う賃金が4万数千円もかかっているというような状況の中で、これで本当にいいんだろうかというような話がありました。

ほかの地域のコミュニティーの役員さんからも、なぜ以前のような管理の仕方、基本的に借りる人は地域のサークルとかがほとんどなので、実際にはそうした顔の見える関係の中での管理になっているので、そうした点でもやっぱり以前のような地元管理に戻してほしいという声が結構あります。

お金がもったいないじゃないかということと同時に、何でわざわざそんなに不便なやり方にするんだという声ですが、そういう点についてやはり見直しをしていく考えはありませんか。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

公共施設の鍵の管理は、原則、施設管理者が行わなければならない業務と考えております。鍵の管理を以前のように戻すということは、今現在考えておりません。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

ぜひ、お金の問題とかも含めて、やっぱり地域のセンターということの特性も考えながら、そうした点を考え直していただきたいというふうに思います。

それから、3点目の指定管理の仕事量に見合う管理費の充実ということについてですが、先ほどの答弁の中で、経費の内訳や人件費を含め、指定管理者で決めていただくことができるとは言われていますが、実際には市から出してもらっている指定管理料が基本と、ほとんどそれに頼っているような状況なわけでありまして、そんな独自に自分たちで管理にこれだけ要るから管理料を上げてくれというような簡単な問題ではないと思うんですね。そういった点で、本当に地元がこれだけ必要ならば、その分を指定管理料として認めてもらえるのか、あるいはそうしたことを含めて、十分な手当てを行えるように市側としても地元と相談しながら対応してもらえるのか、その点について確認をしたいと思います。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

指定管理者から頂く決算等、そういったものを見ながら、今後、精査していきたいと思っております。

#### ○17番（真野和久君）

ぜひ、その辺で十分な対応をやっていただけるようよろしく願いをいたします。

それでは、最初の学校統廃合について再質問を行っていききたいというふうに思います。

すみません。もう一つ、コミュニティーセンターについて。

あと、コミュニティーセンターの関係で、幾つか再質問いたしますので、それについてちょっとすみませんがお願いします、答弁のほうを。

1つは、コミュニティーセンターの管理の問題とかを話していくうちに、利用者の方から、1

点目として、コミュニティセンターについて、特に佐織地区ですけれども、和室が2階にあるということもあって、和室を使いたい場合などに、階段がやはり高齢の方だと上り下りができないので、エレベーターの設置などをぜひ検討してほしいと、エレベーターをつけてほしいという声がやはり幾つかあるんですけれども、そうしたコミュニティのバリアフリー化といいますか、そうしたことに関して、今、立田では昇降機が階段についていますけれども、そうしたことをほかの地域でもやっていくような検討の考えはないでしょうか。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

新たに設置すると、敷地や建物の構造の問題があります。設置費や維持管理の費用も必要になりますので、現在のところ設置は考えておりません。以上です。

**○17番（真野和久君）**

利用される方、かなり高齢の方も地域だと多いので、また3階等で様々な利用をされる場合にも、いろいろな活動していく上でも、やはり十分な対応というのは考えなきゃいけないと思うんですね。そういう点で、エレベーターだけではなくて昇降機等も、つけられるかどうかという問題の検討もあると思いますけれども、そうしたこともぜひとも検討をしていただきたいと思いますけれども、一度そういったことで調査とかを行えないか、お尋ねをします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

敷地や建物の構造の問題もあるということですが、一度確認をしていきたいと思っています。以上です。

**○17番（真野和久君）**

ちょっとよろしくをお願いします。

それとあと、特に使用料の問題、コミュニティについては1時間単位になったということで、いわゆる消費税における値上げ分というのがあまり影響がない、それでも高いねという話がありますけれども、でもただほかの施設も含めて、この4月から5割減免がなくなりますが、そうした施設全体に関して、5割減免とこの継続とかについての考えはないでしょうか。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

5割減免は、平成28年1月に出された愛西市使用料の見直しの方針に示されており、使用料の見直しから3年の時限措置となっており、5割減免の継続は今年度で終了となります。コミュニティにつきましても同様の取扱いとなります。以上です。

**○17番（真野和久君）**

こうした点については、またほかの機会にもちょっとやっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、先ほどの1点目の立田・八開地区の学校統廃合の見直しをということで、再質問を行っていききたいというふうに思います。

先ほど最初の答弁の中でも、学校の体制や経費の問題でいくと、立田地区、八開地区を合わせて101人の先生が65人になる、職員数も10人から5人になる、経常経費も6,000万円ぐらいのところ、3,700万円ぐらいになるということ、やはりそういった面、当然教育という

点からすると違うかもしれませんが、やはり国が言うような教員の削減や経費の削減というような要因がやはり少しでもあるのではないかというようなことも思ってしまいますけれども、その点についてはどういうふうに考えますか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

結果的にスケールメリットという対象に見られますが、私ども教育委員会が御提案したのは、あくまで教育の内容として適正規模を進めていく、その結果として、こういった職員数の減、概算経常経費の減が生じたと、そのように考えております。以上です。

**○17番（真野和久君）**

そうであれば、やはりそうした第1案にこだわらないというようなこともやはり必要ではないかというふうに思います。

そうした中で、小中一貫校について、先ほど、いわゆる学校規模の適正化の中で出てきたけれども、よりよい教育を目指すためにも、適正化に限らず、今後も検討すべきということは、例えば今、適正化の、統廃合の対象になっていない地域でも、そうしたことを検討していくことも考えておられるのでしょうか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

現在、教育委員会のほうでは、立田・八開地区の適正規模について検討を進めてまいりました。ただ、少子化の問題というのは全市的な問題となってきます。ただ、それが急激なのか、若干緩やかなのか、そういった違いで、まずは今喫緊の課題である立田・八開地区を検討しております。今後の児童・生徒数の動向を見ながら、当然、今後そういった市内全域の小・中学校の在り方についても考えていく時期が来るのではないかと考えております。以上です。

**○17番（真野和久君）**

小中一貫校については、学校統廃合とはまた別の側面で様々な問題があります。

先ほどの教育部長の答弁では、小・中学校の隔てがなく、乗り入れ授業ができるなどのメリットがあるというような話もありました。

ただ、やはり言われているように、御存じのように、様々なデメリットもあります。特に、今、小中一貫校というと、いわゆる小学校と中学校は離れているけれども連携していくようなやり方、それからいわゆる併設型ですよね、それから一体型、要するに一緒になっちゃうような3つの形態がありますけれども、特に施設一体型などの問題としては、中学校は50分授業、小学校は45分授業という中で、チャイムのずれがどんどん大きくなって授業に集中できないというような問題とか、中学生は定期試験がありますから、定期試験中の小学生が校庭で遊ぶというようなものに制限がかかってしまうとか、また校舎の中でも、小学校の1年生と中学生では全然体の大きさも違うので、そういう点で今の小学校と中学校の大きさの基準を考えても、やっぱり様々な設備やなんかでも大きく基準が違うということがあります。

それからあと、例えば施設一体型になって、特に義務教育学校になってしまうと校長先生も1人になってしまうので、そういう点では、例えば始業式とか、終業式とか、朝礼とか、そういった中で、小学生と中学生ではやはり全然話の理解の内容も違うので、そうした点で非常に

悩ましいというような問題とか、それから当然夏休みの間の指導、注意といったものも大きく異なってきます。

また、よく言われているのは、小学校のときには、小学校の高学年が低学年をちゃんと見ながら非常に高学年になると成長するということがあります。義務教育学校などで一緒になってしまうと、どうしても小学校の高学年の子供たちも中学生に頼り切ってしまうと、そうした点の成長はできないというような問題もあります。

そうした様々な問題があるわけで、やはり小中一貫を進めていくということが、確かにメリットがあるのかもしれませんが、やはり大きな問題をはらんでいるという点で、問題点を含めながら、やはり小中一貫校にこだわらないことが大事ではないかと思うんですけれども、その点についてはどうですか。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

小中一貫教育に関してメリット・デメリットがそれぞれあることは存じ上げております。

議員おっしゃられた例えば授業時間の関係、これはみさとの丘学園に視察に行った際にいろんな工夫をされてみえました。放課の時間帯で調整をするとか、そういった現場での対応をされておりました。当然、小中一貫教育を進めていく上において、議員がおっしゃられた内容というのは、どうやってそれを変えていくか検討すべき課題だというふうで、小中一貫教育の検討部会のほうでは、そういった内容も検討しておるところでございます。

一貫教育に必ずしもこだわっているわけではございません。ただ、我々としてはメリットがあるという判断をしました。それは、1年から中学校3年まで一貫して児童・生徒を同じ場所で見ている、そういった点というのは、小・中と分けてやる教育よりも必ず児童・生徒に目を向ける点でいけば効果があるという判断をしております。これは一例でございますが、先ほど答弁でも申し上げました乗り入れ授業とか、そういった部分も含めて、よりベターであるという判断をした結果でございます。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

今、部長が言われた乗り入れ授業などについては、例えば連携型なんかでいえば、別々の場所にあっても中学校の先生が小学校のほうへ教えに行くというようなことが可能だし、別に一体型にする必要もないというふうに思います。

また、やはり今の例えば近隣の小中一貫でも、例えば飛島学園に関していっても、やはり学校の先生を充実させるということが非常に重要になってきます、それなりの教育をやろうと思えば。当然それだけ経費もかかってくるわけですし、そうしたことをちゃんとしっかりとした教育目標を持って維持していけるのかというような問題もあります。だから、そういった点も含めて、やはりこだわらずに考えていってほしいというふうに思います。

それからあと、今後の対応についてですが、先ほど教育部長の答弁として、どうしたらよりよい教育環境が確保できるか、どうしたらよりよい学校づくりができるか、どうしたら地域に開かれた学校づくりができるかというようなことの観点から住民の方に理解をお願いしているという話ではありましたが、やはりよりよい教育、よりよい学校、いわゆる地域に開かれた学

校というのは、決して統合した学校である必要はないと思います。そういう意味では、第1案を前提としない議論、地域での議論ということが必要ではないかというふうに思うわけですが、その点はどうですか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

教育委員会といたしましては、現状のままでいいのかという、まずその第一点から協議が始まっております。少人数教育を否定するわけではございませんが、著しい少子化が起きて、このままの現状の状況を続けていって、そのまま果たして地域の皆さん、児童の皆さんが本当によりよい教育環境になるのか、その視点から協議が始まったと私は考えております。

その結果として、今回、第1弾である小中一貫校を進めるという結論に達しております。これが必ずベストな選択ということではないかもしれませんが、今のままであるよりは必ずよりベターであると、そういうふうに考えております。以上です。

**○17番（真野和久君）**

基本的に、やはりこうした学校統廃合の問題の中で、なぜ1案にこだわるのかというのが非常に問題だと思います。やはりだんだん子供が今減っていく現状というのがあるので、その点を考えながら、そうした検討をせざるを得ないという問題は一定ありますけれども、ただし問題はやはり子供をどれだけ増やすか、人口をどれだけ増やすかということも含めた総合的な問題ではないかというふうに思うわけですね。そういう点で、やはりそうしたことも含めた議論をしていく必要があると思うので、そういう点ではやはりこうした問題を第1案にこだわってやる必要はないのではないかというふうに思います。

また、こうした議論を期限を決めてやるのではなくて、やっぱり時間をかけてじっくりとやっていく必要もあるのではないかと、地域の人たちと考えながらやはり考えていく必要もあると思うので、その点についてはどういうふうに考えていますか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

地域振興施策につきましては、当然市として自然体として考えていくべき課題だと思っております。教育委員会のほうといたしましては、今、これから先、最悪の状況を想定した上で、今、こういった意見をきちんと皆さんにお伝えしていかなければまずいであろうと。そのときの教育委員会は、10年先、こういう現状になったときに、何も考えていなかったのかでは、教育委員会の意味がございません。今の案が、これをすぐにお認めになったとしても、5年以上の年月がかかる計画でございます。今こうやって声を上げて、順調にいても5年先、これが1年、2年延びていけば、あっという間に10年です。そういった点を考えて、教育委員会といたしましては御提案をした次第でございます。以上です。

**○17番（真野和久君）**

それこそ本当に10年という話になってくると、また状況がどうなってくるかというのもやはり変わってくる可能性もありますので、やはりぜひとも、そうした点をしっかりと踏まえながら、性急に行わないというほうでお願いをしていきたいというふうに思います。

それから、再質問ですけれども、1つ、いろいろと議論がある中で、適正規模等の検討委員

会や適正規模等の検討協議会の中には、いわゆる学識経験者、学校経験者、保護者・自治会代表という話になっているわけですが、いわゆる学識経験者というと、どうしても一般的にはいわゆる大学の先生などが入るんじゃないのかなというふうには思うわけですね。その辺は、ほかの例えば巡回バスでもそうですし、様々な審議会等でもそういう話になっていますが、どうして入れなかったのかについてお尋ねします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

適正規模の検討委員会・検討協議会は、学識経験者、学校関係者、保護者・自治会代表にて構成をいたしました。これは、学校規模を検討するに当たり、保護者、地域の意見を求めるのはもちろんですが、長年児童・生徒に触れ合ってきた現場教員の意見を重視したいということで構成したものでございます。

**○17番（真野和久君）**

確かにそういう点もあるかもしれませんが、ただやはり、学校の校長先生経験者などが様々な知識を持っておられるとは思いますが、様々な経験もあるとは思いますが、やはり特に適正規模の方針の策定に関してというようにときであれば、そうした経験というような面だけではなくて、いわゆる教育学的な、あるいは国の施策の状況など、そうしたいわゆる専門的な知識を有するような大学の先生を入れる必要があったのではないかというふうに思いますけど、その点についてはどうでしょうか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

必ずしも大学の先生を入れることが本当に必要なかというのはい思います。現状において、適正規模の検討委員会、それから検討協議会では、それぞれのお立場から、それぞれの見識で、御意見を何度も交わしておみえでした。そして、地域の方々を招いたヒアリングですね、そういったこともやってみえます。ある意味でいえば、きちんと、論文的な考えではなく、地域の課題として、この問題を検討していただいたと私どもは考えております。以上です。

**○17番（真野和久君）**

大学の先生とかが決して別に頭でっかちというわけではないというふうに思います。様々な調査とか、現場について様々な聞き取りなども含めながら研究をされているわけなので、そうした論文的な話に偏ってしまうようなことは決してないというふうに思いますので、そういう点でいうと、やはり特に方針を決める場合には、全体的にもうちょっと大きな形で考えていく必要もあったのではないかというふうに思うので、その点についてはやはり問題ではないかなというふうに思いますけど、どうでしょうか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

現状は、今もう既に検討協議会、それから検討委員会も終了はしております。

そして、提案をされたのは3案でございます。必ずしもこの検討協議会・委員会が、この1案についてだけを推してきたわけではございません。こういった、それぞれ3通りの方法がありますよという御提案を頂いた。それはあくまでも地域のことをいろんな観点から、一番その地域に住んでみえる方々の根差した考えをもって3つの案を提案されたものだと思っております。



す。以上です。

**○17番（真野和久君）**

そうであれば、いわゆる検討協議会の提言の中では3案併記という話で提言がされました、基本計画に関する提言として。なぜそれを教育委員会が第1案に決めてしまって説明会に入ってしまったのかと非常に不思議なんです、その点についてはどうですか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

教育委員会が、まず3案の中から1案を選択しました。これはあくまで教育委員会が3つの中からどの案を皆さんに御提案しようかということでございます。確かに決定という言葉ですが、これが必ずしも住民の方々にその案をもって説明をしていこうと、そういった流れで今までやってきておりました。これはよく地区説明会で、勝手に教育委員会が決めたというふうに言われますが、新聞報道が出ました。これについても、3案ある中からまず1案どれが一番よりベターであるかということを教育委員会の意思として決定し、それをもって地域の方々に御説明をしていこうということです。あたかも地域の方はもう既に決定したことというように取られました。そうではありませんということを何度も保護者説明会、地区説明会で申し上げてきております。そして、1案がよりベターであるという考え方は教育委員会としては持っております。それをもって今後もしっかりと地域の皆さんに御理解を求めていきたいと考えております。

**○17番（真野和久君）**

でも、地域の様々な意見を聞くというのであれば、なぜ2案、3案も含めて並行的に地域で検討していくようなことをしなかったのかが非常に疑問なんです、その点についてはどうですか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

保護者説明会、それから地域説明会におきましても、我々はこうした1案という形で皆さんに御説明をしました。当然、反対の皆さんから反対だという声を頂きました。では、どうされたいですかというふうに私どもは必ず聞いております。ただ、それが皆さん、御意見を言われる方、現状のままでいいとか、2案がいい、3案がいい、いろいろな御意見を頂いております。それ自体、この説明会の意味があるものだと思っております。以上です。

**○17番（真野和久君）**

そうであれば、やはりその後の地域との関係でいえば、やはり1案にこだわらずに、2案、3案、あるいは現状も含めて、地域と懇談等を進めていっていただきたいと思うんですが、その点についてはどうですか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

教育委員会として、皆さんにどのやり方がいいですかとあって、それでまとまっていくとは、私は思いません。まず教育委員会がきちんとした方向性を持った上で御理解を得ていく。その中で、いろんな反対意見、違う意見というのは当然お聞きしていきます。

ただ、教育委員会が、どれがよろしいでしょうかという形で地域の皆さんに丸投げする、そ

ういったのは、私は違うと思っております。

**○17番（真野和久君）**

決してどれがいいですかと丸投げするのではなくて、先ほどの話であります、それぞれの地域の人たちがどんな教育がいいのかということを考えてもらって、検討してもらおうということで考えれば、今のような提案の仕方は問題だというふうに思います。

それから、じゃあ次に行きます。

あと、今、普通教室のエアコン設置が去年されました、一遍に。補助金をもらっているの、10年間は解体ができないではないかというふうに考えます。そういう点で、補助金を返還するにしても、例えば6校を全部やるのであれば、6校分の返還が必要となってまいります。今、学校改修の問題があるので、どうしてもそういった問題を避けて通れないのかもしれませんが、その点についてはどういうふうに考えますか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

学校規模適正化に限らず、老朽化による大規模改修、建て替え、これによって補助金返還の可能性は否定できません。

**○17番（真野和久君）**

あと、特に今回、学校規模の適正化ではなくて、いわゆる学校の改修についての委員会を立ち上げて、今後、協議しながら、一般質問でありましたけれども、老朽化したところを早急に改修していかなければならないというふうになってきていますが、そういう点でいうと、ある意味、まず学校改修を教育委員会としては進めていくのかという考え方になったのかなとも思ったりするわけですが、その点についてはどうですか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

昨日の御質問でもあったと思いますが、既に市内の18小・中学校、築50年以上の建物が増えてきております。当然、適正規模は適正規模で考えますが、単体の学校としての躯体があと何年もつかというのは、学校教育環境を整えるという点でいえば、それを適正規模があるからということではほかっておくわけにはまいりません。老朽化は老朽化、それに対応する考え方をもって、教育委員会としては取り組んでいきたいと思っております。

**○17番（真野和久君）**

ぜひ老朽化問題にしっかりとまず取り組んでいただきたいというふうに思います。

あと再質問でやっている中では、前回の説明会の中で十分に答えられていなかったのは、スクールバスが何台かかるのかとか、その費用がどのぐらいかかるのかということがありました。

それからまた、いわゆる説明の中で、少人数学級の問題として、「先生が生徒を見過ぎる」というような説明もありましたが、こうした考え方は非常に問題だというふうに思うんですけども、その点についての見解を求めます。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

スクールバスにつきましては、当然、一体何年先の話になるのかという、その時点で児童・生徒の人数や居住地などが変動するため、あくまでも説明会時点での概算でお答えをさせてい

たきます。

必要なスクールバスは10台ほどになるのかなという試算を持ってあります。経費につきましては、初期費用を除いて、運行1台につき年間600万円程度になるのではないかと試算をしております。

そして2点目、説明会の中で、少人数教育、「先生が生徒を見過ぎる」という説明文がありました。これはちょっと誤解を受けかねない表現になっておりますが、我々教育委員会としては、少人数教育を否定するものではございません。当然、児童・生徒数が少なくなれば、先生は見る目というのが、生徒が少なくなるので、当然多くのことを見られます。私が現場の先生方から聞いたのは、教育の中では、先生が指示するのではなく、生徒・児童が自分の力で気づきを行わなければならないと。そういった機会というのが、いわゆる適正規模もしくは大人数のクラスと少人数の場合だと、やはり少人数の場合だと先生のほうがそれよりも先に手を差し伸べてしまいがちな傾向があると。それが言葉として「先生が生徒を見過ぎる」という表現になったというふうに聞いております。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

スクールバスについてですけれども、最初に、いわゆる、今のところの概算ですけれども、10台で1年間600万円という合計で6,000万円の費用がかかっていくということになります。6,000万円という話をしてしまうと、今の立田・八開地区の小・中学校の経常経費とほぼ同じような額になってしまうわけで、こうした点を考えても、これがはっきり言って、このままずっと続けていけるのかというと、非常に疑問もあるわけですね。どこかで廃止、あるいは縮小、あるいは有料化というようなことが出てくるのではないかとこのふうにも思うんですが、そうしたところの説明というのは行わないんですか。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

経常経費だけでいえば、当然そういった視点も必要になってくると思います。

ただ、4小学校、2中学校の躯体整備、これを今後50年先を考えたときに、全部の小・中学校を建て替えしたとき、この桁は600万の桁とは全然違います。

〔「6,000万」の声あり〕

1台600万。10台で1年間で6,000万。そういった数字だけの上でいえば、そういう議論になると思います。

ただ、私どもは財政部局ではないので、教育委員会として、小中一貫校を1つつくって、その通学方法としてはスクールバスが必要であろうと。それに際して必要な分はこの金額です。この案は、当然、今後もし進んでいくということであれば、市長部局のほうと当然財政との兼ね合いで、これが果たして適正なのかどうかというのは検討されるはずですが。今の時点では、教育委員会はあくまで教育に関して小中一貫校、適正規模、こういった視点で御提案をしている段階だということを御理解ください。

#### ○17番（真野和久君）

年間6,000万、10年で6億ですから、そういう点を考えると、校舎の建て替えをしてもあま

り変わらないのではないかというふうに思うわけですが、その点を含めて、やはり検討していただきたいと思いますし、また「先生が生徒を見過ぎる」、いわゆる生徒・児童に対して先生が過干渉になってしまうというような問題は、やはり先生の心構えとかの問題であって、やはりデメリットとして上げるのは非常に不適切ではないかというふうにも考えます。

最後の質問として、愛西市としては、今後の少子化の中で少人数学級の実現ということが可能になってくるというふうに思うわけですが、そうした少人数学級の推進こそが必要ではないかと思いますが、その点に関してはどう思われますか。

#### ○教育長（平尾 理君）

小規模校の考え方と少人数教育はちょっと分けて考えなければいけないと。少人数教育というのは、いわゆる普通の40人、30人以上おる学級で半分に分けて教育をするというのが少人数教育でありまして、小規模校とはちょっと意味合いは異にするように思います。

先ほど、小規模校についてのメリット・デメリット、こういったようなことは十分我々も認識しておるつもりであります。我々としましては、学校というのは一体どういうものなのか、そういうことを真摯に考えていかなければいけないなということを思っています。学校というのは、当然、家庭教育でもないし、ましてや学習塾でもないわけでありまして、そこで教育というのは全人的なものをやっぱり求められると私は考えております。学力もそうですし、体力もそうですし、人間関係もそうだと思います。授業と授業の間に人間が育つというような考え方もある。いわゆる放課の時間に仲間たちと過ごす、こういったようなことは、やはり一定の人数が私は求められるのではないかということを思っております。

例えばいろいろな子供同士の交流ですね、例えば部活動を通じてであるとか、あるいは委員会を通じてであるとか、あるいは学校行事を通じてであるとか、そういう価値観をいろんな人と、運動能力の高い子、苦手な子、勉強の得意な子、苦手な子、そういったいろんな人たちの中で自分がどういう立ち位置を持っていくか、こういったようなことが、ある程度の人数が欲しいというのが学校教育の一つの要素ではないかなということを思っております。

また、授業につきましても、やはりアクティブ・ラーニングというのが今度メインになってくると思います。いろいろなある程度の人数がおる中で、教室の中で幾つかのグループに分けて、そしてその中で課題を検討し合う、そして一つにまとめ上げる、さらにその代表が発表し合う、そして周りが評価し合う、そういったような授業形態は、やはりある程度の人数が必要であるということで、私どもは、少人数教育は取り出したり、いろんな習熟度の授業とかはできますが、小規模校の教育と少人数と少し分けて、趣を異にするのではないかなということをご上げさせていただきたいと思っております。

それと、先ほど部長が申し上げましたように、「先生が生徒を見過ぎる」という傾向、これは小規模校の先生が、1人や2人ではありません、やはり適正規模から移ってきた先生方が、やはりそういう傾向にあるから気をつけているんだわと。それが教員の資質というようなことであれば、我々も指導はしていきたいなということは思っておりますが、何しろ教員も非常にベテランの先生もおれば若い先生も見えるわけでございまして、その辺の指導は教育委員会の

ほうも念頭に置いて進めていきたいなということを思っています。以上です。

### ○17番（真野和久君）

ベテランの先生が気をつけているんだわという話であれば、気をつけてもらっているのであればデメリットにはならないというふうにも思うんですけども。

それと少人数学級、小規模校と、先ほどアクティブ・ラーニングという話も教育長がされました。やはり自主的に学び取っていく、自発的にいろんなことをやっていくというようなことは非常に重要だというふうにも思うんですね。そういった姿勢を育む上でも、やはり小規模校というのは、実際今そういったような状況でされているのではないかというふうにも思うんですね。特に、いわゆる少人数学級でいえば、もう今や世界標準は20人、日本が本当に遅れているというところがあります。

それから、学校規模に関しても、やはり今や小さい学校というのは非常に尊重されています。昨年ぐらいから名古屋市とか、それから来年度になりますかね、広島市などで導入が検討されているような、例えばオランダでやられているようなイェナプラン方式というようなもの。まさに自主的に自分たちでやりたい教科を選んで勉強していくというような形で、1つの学級の中でも様々な学びをやっているとか、あるいはそうした、先ほど言われたような発表なんかでも学校全体でやっていくような、いわゆる学級や学年を超えたような、そうしたことが今非常に注目されています。

これをやれというわけではないですけども、そうした自主性を育てるような、そうした教育を進めていくということが今非常に世界的にもやられているわけで、そうした中でやはりこの愛西市の小規模校というのは、まさにそれに当てはまるようなふうに思いますし、実際に今様々なことをやられています。そうした教育をやはり愛西市の教育として特徴つけていくことが非常に重要ではないかというふうに思います。

また、人口を増やすという点でも、人口が増えている地方自治体というのは、いわゆる学校費、給食費とか教材費とかが無料になっているところが今非常に成功しています。そうした点も含めて、こうした今の愛西市の特徴をやはり大事にしていくことが必要ではないかと思うんですが、その点に関してはどうでしょうか。

### ○教育部長（大鹿剛史君）

今、議員のほうから教育の在り方について、そして無償化、そういったサービス面、これ、私どもといたしましては、今の時点では、当然、根本的な教育の在り方では、まず適正規模、この部分で、教育長が申し上げましたとおり、児童・生徒にそういった環境をつくっていきたい。新しい学習方法とかそういったものというのは、当然、教育委員会として研究はしていかなければならないと思っております。

ただ、今後の学習形態というのは、その学校自体の在り方、これも当然変わってくるかもしれませんが、今、国はGIGAスクール構想という形で、従来我々が受けてきたような教育とは丸っきり違う形に今後なっていくだろうと。

ただ、その中で人間性をつくっていくという部分では、我々教育委員会は、必ずやはり一

定規模の人数、そういった中で人と人が触れ合う、そういう環境が必要だということに変わりはありません。そういった部分においては、教育委員会はぶれずに考えていきたいと思っております。以上です。

○17番（真野和久君）

質問を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

17番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時50分といたします。

午前11時41分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位9番の18番・河合克平議員の質問を許します。

河合克平議員。

○18番（河合克平君）

それでは、一般質問を始めたいと思います。

市民の声を市政にという立場で質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、初めに、今回の新型コロナウイルスの対応にかかることについて感じたことがありますので、一言申し上げます。

安倍首相が科学的な根拠もない中で下されたこの全国一律の学校の休校によって、多くの市民の中に先が見えない不安が広がっているのが現状ではないでしょうか。そういう中で、日々方針が変わる中で尽力された多くの皆さん、特に市の職員の皆さんには心から敬意を表するものであります。また、生徒を送り出そうと卒業式の準備をされた中学校の先生方、無事卒業式が行われて巣立った中学3年生の皆さんにお祝いを申し上げたいと思います。

しかしながら、3月19日に予定をしていた小学校の卒業式ですが、その卒業式の準備のためとして6年生がピアノを一生懸命練習して発表したい、そのようにしていた6年生の方。また、6年間の思い出を振り返る時間もなく、在校生にその思いを十分に伝えることもできなくて卒業式を迎える6年生の人。また、卒業生の方たちに後は任せて、そんな送辞を送ることもできなく送り出す在校生に対し、また多くの子供たちや保護者、先生方が本当に苦汁を飲む結果となってしまったことは本当に残念でなりません。やはり、科学的な根拠もなく全国一律に国民の納得も得ることもなく行われた安倍首相の休校方針には大きな疑問を持たざるを得ません。

今、国会で議論もされておりますが、萩生田文科相は、国会で学校設置者が学校を開くと言えばそれを尊重するとまで国会で答弁をしている次第であります。この大混乱と大きな不安をなくすため、感染予防の立て直しと十分な休業補償を行っていく、また検査体制のより一層の確立を国に求めているようではありませんか。ぜひ皆さんと一緒に、この問題解決に向けて取り組んでいくその私も一翼となりたいと思います。ぜひ一緒に頑張りましょう。

さて、今回の質問であります、今のコロナウイルスの問題もそうですが、やはり暮らしに希望が持てるという愛西市が必要ではないか。住んでよかったと思える愛西市をつくっていくということが将来に向けた課題ではないでしょうか。

12月議会では、交付税が思ったより減らなくて基金が増えて借金が減っている健全な財政状況を明らかにしました。今までの間、合併算定替えが減るということを理由にして歳入確保が難しいと様々な補助金を削ったり、施設の使用料を値上げしたり、また教育費、聖域なき見直しとして教育費に関わる費用も大きく削減をしてきた状況があるのではないのでしょうか。この市民に負担を負わせている流れは、今こそ変えるときではないか、そのように考える次第であります。

前回の質問で時間切れとなってしまった加齢性難聴に対する補聴器の補助についてまず第一に質問いたします。

加齢性難聴は、日常生活を不便にする、また生活の質を落とす、そして鬱病や認知症の原因の一つになるということが今様々指摘されているところでありますが、この加齢性難聴のための補聴器に対する補助、この制度を創設することが市でできないか、市の考えをお聞きします。

次に、学校のトイレの洋式化、この問題であります。

市長の所信表明では、トイレは順次に進めていく、校舎の老朽化はスピード感を持って取り組んでいくという所信表明でした。トイレの改修と校舎の老朽化、言葉だけ取れば市長の姿勢に温度差を感じたのは私だけでしょうか。このトイレの問題もスピード感を持って取り組んでいく、そのことが今愛西市に求められているのではないのでしょうか。

ちょうど今から20年前、2000年に文部科学省は学校トイレの改善についてという補助金の充実ということを行いました。この補助金の充実は、トイレの改修がすぐにでも進むんではないかという児童や生徒、保護者、先生方がその期待を膨らませたのではないか、そのように考えます。しかしながら、学校でトイレに行けなくて健康を害してしまうという問題や、トイレに行けないから学校に行きたくないという不登校の一因となってしまっている状況などなど、またお子さんが帰ってきて、まず先に行くところはトイレ。我慢していたんだよと言ってトイレに駆け込んで行く。そんなことを聞く状況は、まだまだ改善されるに至っていない不十分な状況でないかと、そのように考えるわけであります。

昨年の8月には、日本共産党の愛西市議団は、小・中学校のトイレの洋式化を求める署名790人分を市長に手渡しました。早く改善してほしいという市民の思いを酌み取り、ぜひともエアコンの設置の決断をしたときのようにスピード感を持って整備を行っていくことを改めて要求するところであります。

そこで、質問です。

小・中学校それぞれの和式のトイレの数、そして洋式の数、それぞれ教えてください。そして、現在の洋式トイレの比率、洋式化の比率についてもお伺いいたします。

また、今後洋式化を上げていくということになるとは思いますが、その目標はいつになるのか。いつまでに達成するのかということについてお伺いをいたします。

まず、それぞれお答えを頂きたいと思えます。よろしくお願ひします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

1つ目の加齢性難聴についての補聴器の補助の考えでございますが、疾病や加齢という原因によらず、聴覚障害者の身体障害者手帳の交付をされている方を対象に必要と認められる方に補装具として補聴器の補助が受けられます。身体障害者手帳の交付を受けていない加齢に伴う難聴に対して、補聴器の補助は考えておりません。以上でございます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

まず、小・中学校のトイレの数でございます。職員トイレを除いた校舎における小学校の和式トイレは268基、洋式トイレは238基、中学校の和式トイレは213基、洋式トイレは88基です。

比率でございます。洋式トイレの比率は、小学校が47.0%、中学校が29.2%。全体で40.4%です。

今後の洋式トイレの比率目標、いつまで達成するかということでございます。洋式トイレの比率目標につきましては、児童・生徒に対して高い充足率となるように努力してまいります。いつまでに達成するかという御質問でございますが、現時点でいつまでとは申し上げられませんが、速やかに目標が達成できるよう努めていきたいと考えております。以上です。

#### ○18番（河合克平君）

では、加齢性難聴について再質問をさせていただきます。

今、部長のほうから身体障害者手帳に関わる交付があると。なので、障害者手帳の交付のされない加齢性難聴については、今補助を行うつもりはないということをお話がありましたが、今回の加齢性の難聴におけるこの生活の不便さや、またコミュニケーションが不足してしまう状況というのは、これは障害者の部分だけにとどまらず、医療的に例えば白内障の眼内レンズであるとか、あと入れ歯の問題であるとか、また補装具として様々な補装具については医療費としてその補填がされている状況であります。こういった加齢性の難聴のため、この補聴器というのもそういった医療の分野で補助を進めていくというのがこれから高齢者社会の中で必要なことではないか、そのように考えるところであります。

そのことは、認知症の予防にもつながるといふふうに私は考えるところであり、また、医療費や介護サービスの費用の負担の削減にもつながるのではないかと考えるところであります。このことについて、認知症の予防につながるということにも考えているところでありますが、そのことについて市の見解をお伺ひします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

加齢性難聴が認知症の予防ということでございますが、認知症には、加齢、高血圧、喫煙など幾つかの危険要因があるとされております。難聴につきましても、その一つに掲げられております。難聴によりコミュニケーション、会話が少なくなったり、社会との関わりが減ったりすることで認知機能に影響が出る可能性があると言われております。

しかしながら、認知症はその病態解明が不十分であり、難聴の補正が認知症予防につながるかどうかについては、その根拠が十分に確立されている状況ではないと認識をしております。



以上です。

**○18番（河合克平君）**

今、国のほうでも認知症についての研究を進めているということについては、今知られているところではありますが、国では、今どんなことをされているのか、分かるのであれば教えていただけますでしょうか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

国の今の研究の状況ということでございますが、認知症の危険因子である可能性が指摘されておりますことから、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究を日本医療研究開発機構において平成30年度から開始したところだというふうにお聞きしております。以上です。

**○18番（河合克平君）**

平成30年度ですから去年度からですね。そういった研究も始まっているという状況であります。

また、日本共産党の大門実紀史議員の質問によると、国会で麻生財務大臣は、やらなければならない必要な問題であるといってお答えをしているところでもあります。国がその研究成果を明らかにする中で、それを用いて国が行っていくということは当然必要なことでありますが、私たち愛西市に住んでいる市民がやはり困っている。また生活が、特に高齢化がより進んでいる愛西市において、そういった不自由を感じている高齢者の方々が将来的に多くなるということは明らかであり、国にやるのを待つということではなくて、国に対して助成の創設を求めるといことも愛西市自ら問題として行っていくのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

身体障害者手帳の基準があるため、補助制度の新設を国に求めることは現在考えておりませんが、国・県の動向を見ながら研究していきたいというふうには思っております。以上です。

**○18番（河合克平君）**

国の動向によらずに、先ほども言ったところではありますが、やはり今、財政状況が健全化が進んできている中で、市長の所信表明でもこれからは芽を出し花を咲かせ、実を結ぶ時期にふさわしい、そういう愛西市の独自の政策として、この加齢性難聴の補聴器への補助というものを国の施策を待たずに進めていくべきではないかと考えますが、見解を求めます。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

先ほども申しましたとおり、厚生労働省も補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証する研究を推進すると言われておりますので、そういったものを研究しながら進めてまいりたいというふうには思っております。

**○18番（河合克平君）**

ぜひとも高齢者の方が生き生きと過ごせる愛西市となるよう、ぜひとも早急な検討をお願いする次第であります。

次に、学校のトイレの洋式化についてであります。

ちょうど半年前に議会で取り上げられ、学校のトイレの洋式化についてはある程度パーセン  
トは分かったところでありますが、ちょうど半年前には平成31年の4月1日現在で、洋式化は  
小学校が32.4%、中学校が20%とその当時答弁がされているところであります。今、私への答  
弁は、小学校が47%、中学校が29.2%であるという答弁でありましたが、この答弁の食い違い  
はなぜなのかお伺いします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

今回、トイレの数の算定上は、あくまで職員トイレを除いた校舎全体におけるトイレの数で  
計算をしております。当時答えたときというのは、ほかの部分も含んでいたのか、ちょっとそ  
こは確認をさせていただきたいんですが、今回の答弁におけるのトイレの数については、先ほ  
ど申し上げましたとおり、職員トイレを除いた校舎、校舎ですから体育館とかは含みません。  
校舎における小学校、中学校のトイレで算出をしております。以上です。

**○18番（河合克平君）**

ちょっとその辺の事情については、古いデータを言われたのかどうかということについては  
調査を進めていただきたいと思いますと思いますが、私が30年度の決算の資料として調査をした中で、学  
校の中のトイレの洋式のトイレの便器数や和式のトイレの便器数について、数は教えていただ  
いておりますので、それで計算をすると、それは職員も体育館も運動場も全部含んでいますが、  
それによると小学校全体で39.1%。これは多目的トイレなどは含んでおりませんので、多目的  
トイレが含むともっと多くなりますけど、それから中学校でいうと29.1%と。全体を通じても  
その数字であるということでありまして、私が計算間違いしていない以上、今年度1年間で  
たくさん洋式トイレができる工事がされたということでない限り、この違いがなぜ出てきた  
のかなということは疑問に思うところですが、小学校でいえば今年もやっておりますので増え  
た部分があるかと思いますが、中学校はやっていませんので、1割も違う数字をどう算定した  
のか、またちゃんとした検討をしていただきたいと思います。

続いて、愛西市の今のトイレの洋式化の状況が他市町と比べてどういう状況なのか。津島市、  
弥富市、あま市の近隣の市でどのような状況なのか、洋式化率を教えてください。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

津島市の洋式化率が49.1%、弥富市が59.4%、あま市が56.4%となっております。

**○18番（河合克平君）**

全体で40%だと愛西市が、先ほどお話もありましたが、その数字を使わせてもらいますが、  
それでいくなら津島市と比べても、弥富市と比べても、あま市と比べても大変遅れている状況  
であると言わざるを得ない。このことについては、そういう認識でいいのか、御答弁を願いま  
す。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

洋式化率については、数値的には確かにそのとおりでございます。ただ、考えていただきた  
いのは、分母となるトイレの総数です。愛西市は18小・中学校がございます。御承知のとおり  
築50年以上で、その間、昭和40年代、50年代に増築をしてきました。児童・生徒数が増えたか

ら増築をしてきました。今一番マックスのときの愛西市の小・中学校の児童・生徒数、数字は手持ちにはございませんが、合併時において平成17年、児童・生徒数6,400人ほどございます。今4,700人ほどに減っています。多分マックスのときは1万を超える児童・生徒数がいたはずで、その児童・生徒数が必要な分のトイレの数を分母にしております。したがって、洋式化率自体を全てこの全体の数が果たして現状必要なのか、そこをまず1点考えていただきたいと思います。

そういう視点で見ると、例えば愛西市40.4%の洋式化率ですが、児童・生徒数で1基当たり何人かというとなら14.56人です。これに対して、あま市、洋式化率56.4%ですが、児童・生徒数で割ると16.63人。あま市よりもはるかに児童・生徒数でいけば洋式化率は上がっているという解釈を持っております。以上です。

#### ○18番（河合克平君）

では、今の洋式化については、1基当たりの人数についての状況というのが、こういう状況だというお話がありました。具体的に各中学校・小学校についてどうなのか。特に今ずっとお話があったところである職員室のトイレを除いて、運動場のトイレを除いて、そういうのを除いて純粋に校舎だけのトイレについての洋式化率について伺います。各小学校ごと、中学校ごと教えてください。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

まず小学校でございます。

佐屋小学校78.7%、佐屋西小学校25.0%、市江小学校72.7%、永和小学校56.7%、立田南部小学校21.9%、立田北部小学校22.6%、八輪小学校33.3%、開治小学校28.6%、北河田小学校39.5%、勝幡小学校60.0%、草平小学校25.9%、西川端小学校51.2%。

中学校でございます。

佐屋中学校17.1%、永和中学校22.2%、立田中学校21.1%。八開中学校22.2%、佐織中学校68.3%、佐織西中学校17.5%。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

続いて、先ほど部長もお話がありましたが、1基当たりの人数について小学校から中学校まで教えてください。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

佐屋小学校が9.7人、佐屋西小学校が20.5人、市江小学校が13.9人、永和小学校が11.5人、立田南部小学校が24.9人、立田北部小学校が23.7人、八輪小学校が17.5人、開治小学校が14.5人、北河田小学校が22.5人、勝幡小学校が5.5人、草平小学校が20.9人、西川端小学校が10.4人。

中学校でございます。

佐屋中学校が41.3人、永和中学校が18.3人、立田中学校が23.0人、八開中学校が19.5人、佐織中学校が7.6人、佐織西中学校が45.0人。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

今聞いた内容については、グラフにさせていただきましたが、ちょっと草平小学校だけ間違っておりまして、20.9人に訂正をして御覧いただきたいと思いますが、全体をすればあまり遅れていないんじゃないかというお話もありましたが、見ていただくと非常にバランスが悪い。全体的に進んだところもあれば遅れたところもある状況が今の愛西市の状況であります。

佐屋小学校については78.7%、9.7人。また勝幡小学校については60%の5.5人。また佐織中学校の68.3%の7.6人。これらの整備されてきた内容によって大きく平均が下げられているというのが実態ではないか。まだまだ平成24年から始まったトイレの洋式化ですが、国は平成14年から補助をつけている。そういう中で、この愛西市の合併以降、10年ほどたった頃から始めている洋式化、これについては遅れていると言わざるを得ない状況であります。

特に、例えば勝幡小学校で5.5人ということで60%になっていますが、学校によってトイレというのは校舎によって1系列の校舎もあれば2系列の校舎もあって、上から下まで、3系列、4系列持っている学校もあります。勝幡小学校は、1系列を修繕を行うだけで5.5人、60%という率になります。佐屋小学校は4系列を持っておりますので、24年から始まって3つの系列を改修して9.7人、78.7%ということになっている状況であります。

そういった点では、系列をよく考えて改修というものは進めていかなければならないなということは思っておりますが、今回トイレについて、今までのもう進んだところもありますが、各学校でどういう基準で、また標準的な仕様というものについてはあるのかお伺いします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

当然、学校ごとに校舎の棟等の設置状況とかが違います。それによって、先ほどの議員がおっしゃられた1人当たりの数値にばらつきが出ているのも事実です。現在実施しておりますトイレ整備につきましては、まず大便器の洋式化、そして床の乾式化をメインに、必要であれば多目的トイレの設置についても整備しております。そういった形で順次行っているところでございます。

#### ○18番（河合克平君）

おっしゃられるとおり、アンドです。そういった中で行っているというのは、小学校の施設整備指針というものなんですけど、あと中学校の施設整備指針というのは文科省が出しています。これは、各学校のトイレについての改修、またはほかのところもそうですけど、改修を進めるに当たっての指針というのが載っています。

これは、作られたのが平成4年ですから今から28年前に作られているところですが、この中にありますのは、トイレについては洋式便所を採用する。また、障害や児童、教職員、学校開放時の避難所開設時の高齢者、障害者等の要配慮者の利用を踏まえたトイレを計画するということが重要であるということが載っております。また、床は乾いた状態で使用するドライ方式を採用する。窓を設けて採光、通風に留意をすることが重要ということも載っているところでもあります。また、小学校においては年齢で体格が違うので、そういったことも配慮することが必要だということも載っているところでもあります。こういったことに基づいて進めているんだなあということはお分かりですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○教育部長（大鹿剛史君）

当然、その文部科学省から出ております整備指針に基づいております。ただ、この整備指針には児童・生徒何人に1基というような数の目安がございません。先ほど申し上げましたとおり、トイレを全整備するとなると、何万人規模の児童・生徒がいたときのトイレの数、これに対して全部を洋式化するというのは無駄な投資だと考えております。

文部科学省のほうで学校整備の指針にその数字がないので、例えば労働省が出している事務所。事務所でいくと、特に大便器洋式化、女性を想定すれば一番数が必要なことになると思います。女性労働者が20人以内ごとに1個で、この数に関して言えば、いろんな算出方法がどうも出ておるようですが、公益社団法人空気調和衛生工学会というところが学校に対して1つの指針を出しています。これも女子の便所の便器の数、これが50人について3基。これは最もいいレベルで設置した場合、そういった一つの指針を示しております。50人で3基ということは、児童・生徒数で割ると16.66人ぐらい。こういった視点を持って整備をこれから進めていくのが必要ではないかなと思っております。以上です。

○18番（河合克平君）

そういう視点を持ったとしても、多くの学校がその基準を満たしていない。佐屋西小学校、立田南部小学校、立田北部小学校、八輪小学校、開治小学校、北河田小学校、草平小学校はぎりぎり。そういった状況であるということ。また中学校に至っては、佐屋中学校が41.3で全く問題にならない。永和中学校も18.3。立田中学校23、八開中学校も19.5、佐織中学校は別格として、佐織西中学校に至った45人の平均であるということになっておる状況であります。そういった中で、愛西市で今洋式化が進んでいないということは事実であるという私は認識ですが、その点については、教育委員会は違うんですか。

○教育部長（大鹿剛史君）

トイレ整備につきましては、小学校をまず優先的に進めてまいりました。1年に2校程度ほどの整備。当然、これは非構造部材耐震改修とか学校をなぶる事業がほかにもございました。したがって、平準化しながら進めてまいって、小学校は既にこういった状況まで上がっております。

今後、中学校に入っていきます。おっしゃるとおり、佐織西、佐屋中に関しては、非常に洋式化が遅れておるのも事実です。これを今後、中学校のトイレ改修を順次行うことによって市内全域の小・中学校の平準化を図っていきたいとそうように考えております。

○18番（河合克平君）

では、今回、令和2年度の予算でも設計がたくさん出ましたし、繰越明許で工事を行うということも出ましたが、今現状でどのような順番、どうなっていくのかについて1点聞きますが、昨年の議会の答弁では、トイレの洋式化については令和4年までに行いますよということを言っていたところでもありますけれども、この令和4年までにとということについては、それなりの根拠があって答弁をされたと思うんですが、それについてお伺いします。

○教育部長（大鹿剛史君）

大体1年に2校ずつという計算でやってきておりました。今回、特に耐震のほうは全部これで終わるといふことで補助が取れるかどうかにもよりますけれども、トイレ整備に関してはもう少し事業幅が広げられるんじゃないかと。順に今まで行ってきて、今度いよいよ中学校のほうにもう一回入っていくと。それが2校ずつ行っていけば令和2、令和3、令和4で一通りの順番が回るという解釈で申し上げた状況でございます。

**○18番（河合克平君）**

今、1年で2校程度という話でしたけれども、実際には平成24年で1校、1年飛んで平成26年で1校で、1年飛んで平成28年で1校で、平成30年で3校で、今回の繰越明許で3校なので、間飛んでいるんですね。だから間飛んでいるから、こんだけ遅れているんじゃないかなと思うんですけども、そのことについては、そうは思っていないですか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

トイレ整備だけが学校の設備工事ではございません。当然、限られた財源の中で先に優先しなければならない事業があれば、その分は限られた予算ですからトイレの更新ができなかった。ただ、基本的な計画として平均して1年2校ぐらいは目標としてやっていきたいという考えで計画を持っていたという状況でございます。

**○18番（河合克平君）**

そういった歳入の中でということがある中で、やっぱりこれだけの学校があって、そしてトイレの系統もたくさんある。そういう中で順次行っていかなければならない2校が名誉として選ばれる状況というのは、どうして選ばれたのかということについて、また今後どう選ばれていくのかということについて、そういう視点というのか、根拠というのか、そういうものについてお伺いできますか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

まず、先ほど申し上げましたとおり、小学校をまず優先した。その次に必要だったのが、その老朽化も含めて担当者のほうは選定をしております。かなり洋式化だけではなく、トイレ自体の配管の詰まりとか、そういった部分も含めてどこを優先的にトイレ改修をしていくか、その順番が今の結果となっておると考えております。

今後は、中学校に向けては、やはり先ほど申し上げました1人当たりの人数とかそういったのも視野に入れながら整備を進めていく必要があるのではないかなと考えております。

**○18番（河合克平君）**

小学校をまず優先したということについては、年齢のいかない状況の中で、ある程度融通が利く中学生を後にしたということについては、それなりに理解できるところでありますが、あと老朽化ということも一つの視点だということ。配管の詰まりがあって非常に臭いが出ているというところについては優先をしたということについておっしゃっていただきましたが、実際いろいろと見てみると、そうだったのかなということは思わないわけではないです。実際、これは佐屋小学校のトイレなんですけど、今年できたトイレです。非常にきれいで明るくて、これが女子トイレなんですけど、そういった状況がありました。こんなトイレが各学校で全てト

イレがこのようになれば、本当に子供たちがいい学習環境になるなあということは思います。

その中で、これは立田南部小学校のトイレなんですけど、真ん中の図は女子と男子がつながっているんです。なので、変な話、女子の状況も男子の状況も双方よく分かる状況のトイレがそのままになっているという状況です。

これは言わずもがな、佐織中のトイレなんですけど、暖房便座もあり非常に充実したトイレでありました。こういうトイレが中学校にもあるといいかなと。実際暖房便座も作ってトイレがなるといいかなというふうに思いますけど、そのようなトイレです。

続いて、これが永和中学校のトイレですが、これも永和中学校のみんなはよく我慢したなと思うんですけど、男子トイレを使っていると外から丸見えなんですね。これ1階のトイレです。すりガラスでもない。女子トイレも、真ん中のところが女子トイレなんですけど、これも1階のトイレで外から丸見え。これで本当によくすごく耐えていたなと思いますけど、あとおまけに先ほどの立田南部中学校も一緒に、上が男女筒抜け、思春期になってくる子供たちがおる中学校で、こんなトイレが今あるんだなということを見に行ったら思ったわけでありました。

こういう中で小学校と中学校、今後どのような形で改修を行っていく予定なのか。今回の予算でも出ておりますが、そのことも併せて教えていただけますでしょうか。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

令和2年度については、当初予算に上がっておるとおりです。令和3年度で中学校のほうと、あと小学校で遅れておる八輪、開治、こういったところを計画しております。そして、最後令和4年度で立田北部、南部、こういった形を今のところは計画を持っておりますが、当然やはりこれも補助の財源確保というのが1つの要件になりますので、そういったことに向けて努力をしていきたいと考えております。

#### ○18番（河合克平君）

実際に行ってみてちょっと臭ったなというところは、立田北部であり南部であり、何で遅くしているのかよく分からないんですけど、あと立田北部の小学校は、1つのトイレが1階のトイレなんですけど、全部洋式化になっていて、その快適な状況もある状況でありましたが、この立田のトイレは、今まで平成24年からの愛西市の小学校のトイレの状況からいうと、立田のトイレって改正されたということで工事履歴ないんですけど、これはいつ頃改修されたものでしょうか。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

平成13年に多目的トイレを設置しております。

#### ○18番（河合克平君）

ではなくて、立田北部小学校の1階の部分の洋式トイレがありました。これについて、新しいものでしたけど、多目的トイレでもなくて、多目的トイレは別にありました。ただ、立田の中学校の中館の一番1階部分の端に、女子が3つ、男子が1つの洋式トイレが整備されていたんですけど、それについて今まで平成24年から見ると、ちょっとどこにも立田のそういうトイレが出ていないんで、金額がかからなかったから予算に載せなかったのかどうか確認したくて、

ちょっと確認だったんですけど。

通告もしていると思いますので、再質問で。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

立田北部小に関しては、合併後、何もトイレ改修は行っておりませんので、御質問にある多目的トイレ、これは合併前に平成13年設置をしております。その中校舎の1階のトイレ、これを合併後になぶったという記録は今私どもも持っておりませんが、もう一度、ちょっとそれは確認をさせていただきます。

**○18番（河合克平君）**

ちょっと写真を載せていないですけど、中トイレ、佐屋小のような形できれいになっていましたので、中校舎の1階部分。こういうトイレを作るのであれば、それなりにそういう予算が立てられて当然かなと思ったので聞きたかったんですね。実際には、僕も見ましたけど載っていないか、載っていなかったのか、また教えてください。無断で作るわけじゃないと思うし、寄附されて作ったかどうか分からないですけど、そういうことであります。

今どういう順序で進んでいくかということについては、予算のとおりというお話もありましたが、このグラフですけど、今洋式化が終わっていない、まだ進まれている、今言った平均16.6という話もありましたが、それ以上なのは佐屋西小と八輪小、開治小、それから草平小、そして北河田小ということがありますが、今回、北河田小学校は、令和元年の繰越しとして令和2年に行うということが分かっています。予算の提案もありました。西川端小学校も同じようにあることが分かりました。令和3年度の予算では、佐屋西小学校と立田、開治小学校についても設計を行うということについての予算提案がされているところであります。

中学校に至っては、先ほど上が1階部分でガラスが透明なところの永和中学校については、令和元年の繰越しとして令和2年に行うということが既に今提案をされているところであります。そのほか、佐屋中、立田中、八開中、佐織中については、今年度設計を立てている状況であるということで、合計で令和3年には7つ行えるんじゃないかということが今分かっているところであります。

それによると、大体1つの箇所であるということではありますが、最終にしてしまった令和4年に立田南部小学校、立田北部小学校を最終年度で令和4年にしますというお話もありましたが、こう見てくると古さとか、それから老朽化の問題や臭いの問題でいうと、立田南部、北部が先に行われるべきかなというふうに思うんですけども、それが一番最後になってしまったということであるという、立田南部小学校や北部小学校は、建て直す計画があるのかなということを考えてしまうわけですが、先ほどは別の問題としてやっていくということでしたが、この校舎の問題は、そういう計画なのかなと思ってしまうんですけども、そういう意味で遅くしているということではないでしょうか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

令和2年度に老朽化に対する対策の検討委員会というのが立ち上がります。そうなったときに、当然今古い校舎、昨日も御答弁でお答えしたとおり50年以上の建築の建物についての方向



性というのが一つ示されてくると思います。そういった点も視野に入れていることは確かです。以上です。

#### ○18番（河合克平君）

提案しやすいですからね、そういったものがされていなければ。だから、こう考えると立田南部小、北部小というのは一番に建て直す形になるのかなということを推測する次第です。

今回、洋式化率等含めて愛西市の状況というものを今お話をしてきたところであります。老朽化が進んでいるというのは確かにそのとおりであります。ただ、先ほど真野さんの報告からもありましたけど、国の補助を借りたものについて壊せば、当然それを返還する必要が出てくるというのはあります。そういった点では、どう考えていくのかということについて言うと、今行っていくトイレの洋式化は進めていく中で、やはり校舎の建て替え等については、それなりの時間がかかるのかなということは今答弁の中で分かってきたところです。

ただ、立田の南部、北部については、提案がしやすいような形にしようということで、今実際には検討の中に入ってくるんだろうなというふうに思いますが、そういった内容も含まれているということでもいいでしょうか。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

もう結論ありきで申し上げたわけではございません。あくまで一般的に見て、やはり築年数が古い校舎、そこに補助を使って投資をする、こういったのというのは前の質問でもございましたが、当然執行側としては考えるべき課題だと思っています。ただ、エアコン整備などについて言えば、これはもう補助金返還云々とは関係なく、命に関わる内容ということで全校一斉に執り行いました。

今後の考え方ですけれども、おっしゃるとおり、この検討委員会で例えば一つの指針、方向性が来年、再来年あたりに出たときにどういう対応をしていくかという部分というのは、当然教育委員会としても考えていかなければならない、そういった部分では議員おっしゃられるとおりですが、何もまだ決定はしておりませんので、その点だけは御理解いただきたいと思いません。

#### ○18番（河合克平君）

学校の統廃合の問題でもそうですけれども、今回、統廃合の問題、5年なのか、10年先なのか、20年先なのか考えるというような話もありましたが、今まさに子供たちが困っている状況であるということを見過ごすことができないという事態になっているということも併せて認識をしていただきたいと思います。

学校がきれいだ、またトイレがきれいだということについて、移り住んでくる保護者の方の愛西市を選ぶ基準になっているということも聞きます。そういった点では、学校がきれいだから弥富に行ってしまうという状況もあるとは聞いておりました。そういった点で、この洋式化率等含めて学校がよくなっていくということについては、進めていかなければならないことについては一致をするところではありますが、どう進めるのか、今子供の医療費の助成の充実であるとか、給食費の無料化、この給食費の無料化については進めたところはどんどん人口が増え

ているというのは実態だということの報告も受けているところでもあります。そういった点では、こういった重要なことをより積極的に進めていける、そういう体力が愛西市には今あるんだという自覚の下、事業を進めていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鷺野聰明君）

18番議員の質問を終わります。

ここで、お昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時50分といたします。

午後0時49分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（鷺野聰明君）

お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位10番の4番・竹村仁司議員の質問を許します。

竹村仁司議員。

○4番（竹村仁司君）

議長のお許しを頂きましたので、通告に従って大項目の1点目としてポジティブ・アクションに挑む。2点目に、ホームページから読み解く。この2点をテーマに質問させていただきます。

初めに、ポジティブ・アクションです。

社会は大きく変化しています。急速に少子高齢化が進行し、労働力人口が本格的に減少していく中、男女の差なく意欲のある全ての人ができる全員参加型社会の実現が必要になります。固定的な男女による役割分担をなくして、より女性も活躍できるようにする企業や自治体などの自主的な取組が必要です。パートナーである女性に偏りがちな育児や家事の負担を夫婦で分かち合う、これもポジティブ・アクションです。

では、なぜ職場や組織の中で女性の活躍が求められるのでしょうか。それは、女性ならではの特性があるからです。もちろん、これまで培ってきた男性の特性も必要です。ある研究の結果では、リーダーシップの資質のうち、組織の成果と部下の満足度を上げる資質については、女性が男性を上回ることが分かったと言われています。つまり、女性は組織の成果だけでなく、部下の満足度を同時にもたらすリーダーになる可能性が高いのです。ただ、これは女性という性別の問題ではなく、男性リーダーが男性的な力強いリーダーシップのみを周囲に期待されるのに対し、女性リーダーは、男性的な力強さに加えて優しく協調的な側面も同時に期待されるため、その期待に応えるための努力を通じて、これらの資質を後からの天性として身につけることが多いのです。

ただ、女性をリーダーに据えればいいという話ではなく、リーダーの育成対象に女性を含んでおくことで、結果的にいいリーダーを手にすることができやすいということです。すなわち、こうした女性の特性を理解し育成すれば、女性の活躍の場も広がるわけです。私も含め市の職員の皆さんは、市民の手本となる存在です。まず市役所からポジティブ・アクションに挑んで

いただきたいのです。

本年2月の広報「あいさい」には、男女共同参画の必要性を再確認する特集記事が載りました。本市では、このプランが初めて策定されてから10年を超えました。この男女共同参画については、これまでも質問をいたしました。市民の代表である審議会などの女性の割合は、プランの目標値を達成してきていることは理解できています。ただ、市の職員に関して見ると、数の割合では女性も増えてきていると思いますが、役職者については圧倒的に男性のほうが多いです。

こうした現状を踏まえてなのか、令和元年6月に愛知県の女性副知事である宮本さんとの懇談会が14名の市の女性職員と市役所内で行われています。

そこで、小項目1点目の質問です。

この宮本副知事との懇談会は、県からの要請で行われたものなのか、市からお願いして行ったものなのかお伺いします。また、県からの要請であれば、愛西市の女性管理職が少ないという理由からなのか、市側からの要請であれば、さらに女性の活躍できる職場を目指してのものなのかお伺いします。

次に、小項目2点目の質問です。

令和元年8月に愛知県が募集している女性活躍促進宣言、女性の活躍促進宣言を市長名で提出していますが、どのような内容の宣言なのかお伺いします。

小項目3点目の質問です。

愛西市消防本部では、現在1名の女性職員が勤務していると聞いています。女性の活躍としてとても頼もしいことだと思います。そこで、女性職員採用の経緯と現在の活動状況をお伺いします。

それでは、大項目2点目、ホームページから読み解くに移ります。

現在のようにネット社会では、愛西市のことを知ろうと思えば市の公式ホームページを見るのが一番早いです。私も、多くの市町のことを知るために、その市のホームページを見ています。昨年12月に愛西市のホームページもリニューアルしています。本年、2020年は東京オリンピックの年、愛西市も市制15周年と記憶に残る1年になります。市の公式ホームページは市の顔です。記憶に残るものであってほしいです。

そこで、小項目1点目の質問です。

リニューアルされた本市のホームページを見ると、いろいろな変更点が見られます。どのような点に気を遣いリニューアルされたかお伺いします。

次に、小項目の2点目の質問です。

市のホームページ、トップを見て、市制15周年ということが分かりにくいです。そこで、ホームページ内を市制15周年というワードで検索すると令和2年新春市長あいさつが出てきます。静岡県の菊川市で本年市制15周年を迎えましたが、ホームページのトップからスライド画面で15周年が分かります。また、市政情報を開くと15周年というフォルダーがあり、様々な記念行事、イベントの開催を知ることができます。別に比べるつもりはありませんが、本市も市制15

周年をホームページ上で分かりやすくできるとよいのではないのでしょうか。

そこで、市制15周年に関するイベントなどをホームページの上にどのように公開していくのかお伺いします。

次に、小項目3点目の質問です。

2020年、東京オリンピックです。ホームページのトップを見ると気になるバナーがあります。長良川と大きく書かれ、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて事前キャンプ場に誘致しているとあります。アクセスすると、ボート競技事前キャンプ地誘致活動につながります。

東京オリンピックまで5か月を切りました。パラリンピックも5か月強でやってきます。本市も何かの形で東京オリンピック・パラリンピックに関わるといいと思います。

そこで、まずボート競技の事前キャンプ地誘致活動について、これまでの取組、現在の状況をお伺いします。

以上で総括質問を終わります。御答弁をよろしくお願ひします。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

まず初めに、ポジティブ・アクション、宮本副知事との懇談会について御答弁させていただきます。

周辺自治体で宮本前副知事の研修の開催があり、懇談会の参加のほうをお願いいたしました。理由といたしましては、副知事と女性職員が懇談し、働き方に対する悩みや考え方に対して意見を交わすことで参考や励みになればと考えて実施をいたしております。

次に、女性の活躍促進宣言の内容ということでございます。この宣言内容につきましては、5項目について取組の宣言のほうをしております。

1点目で、職員全体の意識改革のために女性活躍推進研修を実施し、女性の職業生活における活躍についての考え方を学び、女性活躍推進そのものへの理解を高めます。

2点目、女性職員を中心に役職に対する不安解消に向けた取組・相談を実施いたします。

3点目、女性職員のキャリアアップに向けた研修参加を促進いたします。

4点目、偏重のない適切な職務分担や人事配置を推進し、女性職員も多様な部署に配置することで管理職にふさわしい人材を育成するとともに、女性の管理職登用を推進します。

5点目、ワーク・ライフ・バランスの積極的な推進のために時間外勤務を削減し、家事・育児・介護をしながら活躍できる職場環境の整備に努めますというこの5項目でございます。以上です。

#### ○消防長（横井利幸君）

私からは、女性職員採用の経緯と現在の活動状況につきまして御答弁をさせていただきます。

採用の経緯でございますが、職員採用候補者試験を行い、平成30年4月から採用しております。現在の活動状況でございますが、予防課員として店舗、工場等の立入調査、消防設備等設置状況の確認、火災発生時の原因調査、そのほか未就学児や学生を対象とした防火啓発広報などといった幅広い業務を行っております。以上です。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

続きまして、大項目の2点目のホームページから読み解くのところでございます。

どのような点に気を遣いリニューアルしたかということでございますが、国のガイドラインに基づきましてリニューアルのほうを行いました。主には、アクセシビリティ対応として文字サイズや配置、ホームページ全体の色使いなどを変更することにより、視力の弱い方への音声ブラウザへの対応。あと、色覚の不自由な方に対しての配色、聴覚の不自由な人に対して音声情報に頼ったものでないことに配慮をしております。

また、データの盗み見、改ざんなどを防ぐための通信の暗号化やスマートフォンなどモバイル端末の対応ができるように整備のほうをいたしました。

あと、2点目でございます。市制15周年をどのようにホームページで公開していくかというところでございます。

市制15周年に関するイベント等につきましては、各所属におきまして情報発信のほうをいたしますが、市のホームページにおいては、令和2年度が市制15周年と分かるよう、様々な形で市内外へPRしていきたいと考えております。以上です。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

オリンピック事前キャンプ地誘致活動についてお答えいたします。

現在まで長良川国際レガッタコースには、平成26年にイギリス、平成28年にカナダボート・カヌー関係者、平成29年にスロベニアボート協会、カナダボート連盟、今年度に入ってポーランドボート・カヌー連盟、デンマークカヌー連盟の関係者が視察に訪れております。その他、事務局の誘致活動として、平成26年3月に東京五輪組織委員会及び公益財団法人日本ボート協会を訪問、誘致要望書を提出いたしました。平成29年2月には、東京で開催された国際ボート連盟臨時総会にてPRブースを出展、11月には、カナダ領事館への表敬訪問を行っております。平成30年9月には、ブルガリアで開催された世界ボート選手権大会でもPRブースを出展いたしました。また、本年度8月に東京で開催された世界ジュニアボート選手権会場でもPR活動を行いました。現時点で誘致は決まっておりますが、今後の大陸選手権等で開催が決定する国もあり、引き続き3市で協力して誘致活動を行ってまいります。以上です。

#### ○4番（竹村仁司君）

それぞれ御答弁を頂き、ありがとうございました。

順次、数点にわたり再質問させていただきます。

宮本副知事さんとの懇談会は市からのお願いと理解をしました。副知事さんのキャリアを聞いて、市の女性職員の皆さんが、私にもできる、私もそうなりたいと思えたかについては疑問が残ります。

例えば副知事さんの場合、育児に関しては祖父母にお願いしたとか、単身赴任中にはベビーシッターを雇ったとか、帰宅後は夜中に仕事をし、朝4時に起きて仕事をするということもあったというような自らの体験を振り返っての話です。もちろん、両親と同居をして頑張ってみえる女性職員の方もいると思います。

そこで、この懇談会に参加をされた女性職員の方々は、どのようなことを感じられたのかお伺いします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

職責の違いが大きい中でも、やはり共感できる部分はあったというふうに聞いております。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

ぜひ共感できた部分を生かしてほしいと思います。

女性の活躍促進宣言は、ポジティブ・アクションを進めるためにも大切な取組です。こうした宣言にも行動が必要です。そこで、この宣言に対して具体的に何をしていくのか、中身について伺います。

先ほど5項目の宣言を紹介していただきました。

まず1番目の女性活躍推進研修の実施です。これまでも女性職員のための研修はあったのではないかと思います。既存の研修と新たに取組む研修があればお伺いすると、研修終了後、どのように研修内容が生かされていくのかお伺いします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

研修につきましては、30人の参加者で平成29年度から実施をしております。今年度からは、若手の女性職員を対象に研修を実施しております。内容につきましては、女性活躍推進の理解を深めるために基本的な研修としております。

この研修の活用につきましては、職員全体が女性活躍の推進についての意識づくりをすることが目的で、性別による偏見をなくすことが第一であると考えております。そのため、研修終了後は、受講者から所属の全体に対して研修報告をすることで情報を共有するということをしております。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

それでは、2番目の役職に対する不安解消への取組及び相談の実施についてですが、まず不安解消の取組についてはどのようなことをお考えかお伺いします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

役職不安も含め職場環境等への要望を持っている職員につきましては、毎年1度実施しております自主申告シートによりまして職員の思いが届く体制を整えております。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

役職に対する不安解消への相談についてですが、どのような方が相談に乗るのかお伺いすると、場合によっては男性上司や男性の幹部職員には相談しにくいということも考えられると思います。そのようなときはどう対処するのか、そのことを伝える窓口はあるのかお伺いします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

相談には人事課の職員が相談に乗ります。やはり女性の場合、なかなか話がしづらいということもありますので、人事課の女性職員が相談に乗るということになります。以上です。

○4番（竹村仁司君）

そうですね。女性の相談には女性職員が必要だと思います。よろしくをお願いします。

次に、3番目の女性職員のキャリアアップに向けた研修参加の促進です。

促進ということですので、既にある研修にもっと参加をしていこうということだと思いますが、これまでに研修に参加された方は市役所に入って何期目ぐらいの方々なのかお伺いすると、そこからキャリアアップしていくためにはどのようなことが必要になるのかお伺いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

女性活躍の研修につきましては、先ほどもお答えさせていただいたとおり平成29年度から始まっております。研修の3年間の受講者は、主任級から課長補佐級までの8人の方が受講していただきました。キャリアアップしていくためには、研修で受講した知識や資質の向上を含めまして次のキャリアへつなげていく意識改革が必要になるかと考えております。以上です。

○4番（竹村仁司君）

意識改革、男性も女性もお願いをしたいと思います。

次に、4番目の宣言は、女性の管理職登用を推進です。現在、本市で課長級以上の女性管理職の割合はどのくらいになるのかお伺いします。また、その割合は県内市町村で何位になるのかお伺いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

女性管理職員の割合につきましては、県内比較データとして平成30年度しか出ておりません。平成30年度ですと、愛西市で10.7%、県内40位となっております。31年度の愛西市の割合につきましては13%となっております。以上です。

○4番（竹村仁司君）

県内54市町村の中、平成30年度で40位ということは高いとは言えません。その原因はどのようなことが考えられるのかお伺いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

女性管理職員の割合を出すときには、愛西市では消防職員も含まれておりますので、女性の割合が低くなる理由に掲げられると思われれます。

また、管理職の対象年齢に該当してくる50代の職員の男女比を見ますと、消防職員を除く69人のうち、男性が52人に対しまして女性が17人と女性職員が24%程度であることも理由でないかと考えております。以上です。

○4番（竹村仁司君）

今後そうした分析を基にして、女性管理職の割合を高めていくのには何か有効な手だてがあるのかお伺いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

女性の割合も今後増えていきますので、増加していくのではないかと考えております。ただし、管理職も含めまして単に女性職員優先というふうには考えておりませんので、男性職員も含め、各職員が切磋琢磨していただき、全体的に能力が上がることを期待しております。以上

です。

○4番（竹村仁司君）

誤解があるといけませんので、私は女性職員を優先にと言っているわけではありませんので、男性も女性も年齢に関係なく能力のある人が管理職になるのが普通だと思います。そのために、組織を挙げて取り組むことがポジティブ・アクションの大きな役割の一つです。女性職員の方が管理職を目指したいと望んだときに、周りの男性職員が応援できる環境、また女性管理職の方が男性管理職を育てるという環境も必要でしょう。市として男性、女性という役割分担意識を払拭するための積極的な手だてをどのように考えているのかお伺いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

組織としては、役割分担意識の払拭は女性の活躍を後押しすることにつながりますので、女性活躍推進研修など様々な場で意識改革を図っていきたいと考えております。以上です。

○4番（竹村仁司君）

よろしく願いをします。

最後に、5番目、家事・育児・介護をしながら活躍できる職場環境を整備です。これこそ女性の活躍促進宣言の一番鍵を握るテーマになります。まず育児について考えていきたいと思えます。

仕事と育児の両立は、働くお母さんにとって大きな課題です。最近ではイクメンという言葉も耳慣れてきました。男性も積極的に子育てに関わりたいという希望が実現されているあかしだと思います。

本市の育児休業は、どのような場合に取得できるのか。あわせて、これまでの男女の取得率もお伺いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

育児休業は、職員の子供が3歳に達する日まで取得することができます。昨年度でありますと女性は100%、男性はゼロ%でございます。今年度につきましては、男性が2人育児休業を取得しております。1人は約5か月、もう一人は10日間でございます。以上です。

○4番（竹村仁司君）

女性の100%は当然かと思えます。それに比べ男性の取得率が限りなくゼロに近い。今年度2名の男性が取得しているということで道は開けていると思いたいです。今は、パートナーである女性に偏りがちな育児や家事の負担を夫婦で分かち合う時代です。本市では、男性の育児休暇に関してどのような考えを持っているのかお伺いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

男性の育児休業につきましては、昨今積極的な取得の推進がされておりますので、届出があったときには、職員へ情報提供をいたしまして取得のほうを促していきたいと思っております。以上です。

○4番（竹村仁司君）

積極的にということでありありがとうございます。



ここはちょっと市長にもお伺いしたいと思います。市長も子育てから完全に手が離れたという世代ではないと思いますし、これからの若い市職員が仕事と育児の両立を行っていくためにも、男女を問わず育休の取得がスムーズに行くことが核家族化や少子高齢化の時代を生き抜く手だてになると思います。特に、男性職員の育休についての見解をお願いします。

**○市長（日永貴章君）**

男女問わず、やはり子育てというのは大切なものであるというふうに思っておりますので、やはり職場の中でも仕事は独りでするものではなく、組織、チームでするということで、やはり取りやすい環境を進めていくことが必要であると思いますし、取りたい職員はどんどん取っていただきたいというふうに思っております。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。すごく市長から前向きな言葉を頂きましたので、ぜひ男性職員の方も育休を取っていただきたいなと思います。

先ほどもありましたけれども、子育てをやるということはいろいろな事態を想定しなくてはなりません。短時間勤務などの措置も取れると思いますが、その内容と本市での実際男女の取得人数をお伺いします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

育児短時間勤務は、職員の子供が小学校に就学するまでの期間、5つの勤務体系により勤務できることとなります。取得した者は平成25年度に1名おります。また、部分休業制度につきましては、職員の子供が小学校に就学するまでの期間で1日の勤務時間のうち、2時間を超えない範囲で勤務をしないことができる制度でございます。今年度では、男性が1人、女性は19人が取得しております。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

部分休業制度では、今年度男子の取得が1人、女子が19人と、こちらのほうが使いやすいのかなと思います。取得をされた1人の男子職員の方にも、ぜひ他の方も続いていただけたらと思います。

なかなか短時間勤務も取りにくそうですが、その要因はどのようなことが考えられるのかお伺いします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

育児短時間勤務につきましては、給与等の取扱いや退職手当の取扱いに別の規程が適用されるのと、あと保育園等の送迎等につきましては、2時間程度の部分休業で対応はできるということから、部分休業の取得をされる方が多いというのが現状だと考えております。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

子供の看護休暇制度があると思いますが、その内容と本市で男女の取得人数をお伺いします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

子供の看護休暇につきましては、負傷または疾病にかかった子の看護、疾病の予防を図るために必要な子の世話をするために勤務しないことが相当であると認められる場合に取得ができ

るものでございます。平成31年度で男性で7人、女性で14人が取得しております。以上です。

○4番（竹村仁司君）

平成31年度で男性が7人、女性が14人の取得と制度は浸透しているように思います。

子育ての間には時間外労働の制限がありますが、その内容についてお伺いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

時間外勤務の制限につきましては、小学校入学前の子を養育する職員または日常生活を営むのに支障があり、介護を要する者を介護する職員に対しまして、月に24時間以内、かつ、年に150時間以内に時間外勤務が制限される制度でございます。以上です。

○4番（竹村仁司君）

こうした制度、育児休業などを申し出た場合に、これは一般企業もそうだと思いますが、取得したことを理由とした不利益な取扱い、極端な例は解雇というようなことになるんだとは思いますが、不利益な取扱いの禁止は当然として、育児休業などに関する上司・同僚の言動によるハラスメントの防止措置など、本市ではどのように義務づけ、遵守させているのかお伺いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

不利益取扱いにつきましては、行っていないと考えますし、もしあった場合につきましては、職員から公平委員会や人事課のほうに相談がありますので、そちらにつきましては対応させていただくということになっております。

ハラスメントにつきましても、人事課で窓口のほうを設置していることを周知しております。以上です。

○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。しっかりとした対応に安心をします。

平成29年10月より、改正育児・介護休業法がスタートしていますが、どのような内容が改正されているのかお伺いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

改正育児・介護休業法の改正のポイントにつきましては、3点ございます。

1点目が、育児休業が子が最長2歳に達するまで取得可能となったこと。あと2点目が、育児休業制度等の個別周知の努力義務の創設がされたこと。あと3点目で、育児目的の休暇制度の努力義務の創設となっております。以上です。

○4番（竹村仁司君）

今の改正内容の中で、働く方や配偶者が妊娠・出産したことなどを知った場合に、その方に個別に育児休業などに関する制度を知らせる努力義務が創設されるとありますが、本市では改正前からされていたのか、さらに改正前からされていたのであれば、どのような形で制度の伝達をされてきたのかお伺いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

改正の前から職員の出産または扶養の届出が人事課のほうに出たときに、相談があったとき

に制度の案内のほうを行っております。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

人事課が窓口になって伝えているとのことで、それでは、育児休業給付金というものがあると思いますが、その仕組みと、簡単な例で構いませんので、実際にどれくらい給付されるのかお伺いします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

育児のために休業したときに、子が1歳に達するまでの期間、支給をいたします。ただし、保育所に入所できない場合といった条件によっては2歳まで支給をいたします。支給額の例といたしまして、30代で年間160万円ほどでございます。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

今の育児休業制度は、積極的に子育てを応援したいという男性の希望を実現するものであり、希望する男性を育てるものです。女性の育児休業に併せて男性の働き方も考えていけます。育児休業の中には、パパ休暇、パパ・ママ育休プラスという考え方もありますが、それぞれのどのような休業が取得できるのかお伺いします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

パパ休暇は、ママの出産後8週間以内の期間内にパパが育児休業を取得した場合においては、特別な事情がなくても再度パパが育児休業を取得できる制度でございます。

また、パパ・ママ育休プラスというものは、両親が共に育児休業を取得する場合、原則子が1歳までの休業可能期間が子が1歳2か月に達するまでに延長される制度でございます。パパとママが交代で切れ目なく育休を取りたい場合に活用できるというものでございます。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

現代は、社会として男性の育児を支える時代です。さらにそれを加速し、負担を夫婦で分かち合うことで、女性の出産や仕事の継続の促進にもつながります。

ただ、今の時代、少子化だけを語れません。むしろ深刻なのは高齢化です。高齢者と生活する家庭が必然的に増えていきます。そして、それは介護という問題と直面します。本市にも介護休業制度があると思いますが、どのように定め、これまでの取得人数をお伺いします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

介護休暇は、負傷、疾病、または老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするために勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇でございます。介護対象範囲につきましては、配偶者、父母、子などでございます。介護休業制度を取得した職員につきましては、平成31年中に2人でございます。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

介護休業の取得は、平成31年度中に2人ということですが、実際に家族の介護をしながら市の職員として常勤されている方はいるはずですが、そうしたことの聞き取りやアンケートを行ったことがあるかお伺いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

介護休業制度につきましては、本人からの相談に応じて案内をしております。また、年に1回行う先ほども御説明いたしました自己申告シートのその他事項につきまして、職務遂行に当たり家族の状況など、特に知らせたいことを記入する欄がございますので、そこを活用させていただきます。以上です。

○4番（竹村仁司君）

自己申告シートが職員の皆さんには様々な場面で生かされてくるようです。ぜひ有効に使っていただきたいと思います。

介護休業の給付金額についてもお伺いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

介護休業は、終日取得した場合のみ介護休業手当金が支給され、介護休業の日を通算いたしまして66日まで共済組合より支給がされます。支給額は、40代で介護休業66日取得した場合、88万円ほどになります。以上です。

○4番（竹村仁司君）

様々な制度を利用し、女性の活躍を男性がサポートしていく、そんな市役所であってほしいです。

次に、消防本部についてですが、実際建物の中にもお邪魔させていただきました。現在、女性職員の方は既存の施設を使い、最低限守られなければならない環境の中で勤務をされていると感じました。あわせて、消防本部の建物に関しての老朽化を心配します。現状と今後どのように対応していくお考えなのかお伺いします。

○消防長（横井利幸君）

消防本部は昭和49年に建築された建物です。当時は、女性職員が隔日勤務に就くことを想定していなかったため、女性専用の仮眠室、浴室等がなく制限がございます。今後、施設面を整える必要がありますが、その時期、内容について検討している状況でございます。以上です。

○4番（竹村仁司君）

これからだとは思いますが、改築に向けての設計段階では、女性職員の配置可能な施設の増加が求められると思います。総務省消防庁では、女性採用の拡大を進め、女性の活躍の場を消防本部内でも広げていくことを推進しています。配置職員の数は決まっていると思いますので、単に女性の数を増やすことはできません。しかし、1人や2人の女性職員では十分な力を発揮できないと思います。女性職員の必要性、男性職員の意識改革など、組織としての変革が求められると思いますが、考えをお伺いします。

○消防長（横井利幸君）

今年度、女性活躍推進研修に女性職員が参加をしました。男性職員も研修を通じて女性職員が活躍できる組織について考え方を学び、意識を高めていきたいと考えております。以上です。

○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

必ず消防の現場には、女性でないといけない仕事があります。よろしく願いをします。

次に、ホームページに入っていきたいと思います。

愛西市のホームページは、近隣他市と比べてもトップページに関しては非常に市民、高齢者や障害をお持ちの方にも優しくて見やすいページになっていると思います。また、暮らしの情報などのページに入っても、文字も見やすく色も優しいです。

ただ、これは既に指摘後改善していただいておりますが、暮らしの情報から男女共同参画に入ってみると、内容の違う対策計画が出てきました。先ほど男女共同参画について質問したので少しだけ提案をしますが、ホームページの中で2月1日に行われたサテライトセミナー、落語を通じて男女共同参画を楽しく学ぶ講座や、2月21日で終わってしまいましたが、南館1階市民情報コーナーに展示された男女共同参画パネル展示、実際に見ましたが、こうしたセミナーやパネル展示も、形は違ったとしても市民目線から紹介していくべきと考えます。今後、このホームページ内で何を具体的にどのように伝えていくのかお伺いします。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

2月に開催した男女共同参画サテライトセミナーや、市役所南館1階の情報コーナーでのパネル展示などの事業は、開催期間中ホームページでお知らせをしています。より目を引くよう、男女共同参画のホームページではなく、トップページのトピックス、新着情報に掲載をさせていただきました。掲載内容につきましては、他市のホームページを参考にしつつ、広報紙に掲載した男女共同参画の取組を掲載するなど、内容については充実を図ってまいりたいと考えています。以上です。

#### ○4番（竹村仁司君）

文字だけではない新しい試みをぜひお願いします。

同じく、暮らしの情報からごみのフォルダーに入ります。一般家庭ごみ収集カレンダーを開きます。我が家では、ごみ分別促進アプリさんあ〜るを使っています。大変助かると好評です。しかし、このごみのフォルダーの中には、分別推進アプリはありませんでした。本年2月号の広報「あいさい」にも特集記事が載りました。ホームページのどこにあるのか分からず、サイト内検索で見つかりました。この件も担当課のほうですぐに対応をしていただき、今は暮らしの情報を開いていただき、ごみのフォルダーを開けば見つけられます。

この分別推進アプリ、なかなか優れたものです。せっかくの機会ですので活用方法をお伺いし、外国語版もありますので、どのような啓発をしていくのかお伺いします。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

ごみ分別促進アプリさんあ〜るは、分別方法を検索したり、ごみ収集日を確認するのに御活用いただけます。また、ごみの出し方などよくある質問もまとめてありますので、悩んだときに大変便利かと思えます。

なお、外国語版は、英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語の4か国語に対応しています。広報「あいさい」でお知らせするほか、窓口カウンターにチラシを用意して広く周知してまいります。また、外国人の方が転入された際には、チラシをお配りするほか、雇用される事業主、

事業所の方やお住まいの管理人さん等を通じて啓発を行ってまいります。以上です。

○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

もう一つ、市政情報から入ってよく見られるページを見ると、大好評！「愛西市ぐるぐる農産物」が出てきます。大好評ということでびっくりマークがついていますが、せっかく鳥山明さんがデザインしてくださったラベルもありますので、トップページ、おすすめリンクに入れてもいいのではないのでしょうか。特産物のPRにもなります。

先日2月26日、テレビの夕方の情報番組で、道の駅立田ふれあいの里も紹介をされました。ここは産業振興課というくくりだけではなく、秘書広報課の広報という部分も連携して改善を求めますが、お伺いします。

○産業建設部長（山田哲司君）

現在は、愛西市の組織の産業振興課からと市政情報のよく見られるページのどちらからでも見ることができるようになっていきます。市政情報のよく見られるページにも掲載することで、より多くの方の目に留まり、PR効果が高くなると考えております。以上です。

○4番（竹村仁司君）

いま一度研究をしていただいて、市のPRに生かしてほしいと思います。

今は、高齢者や障害者の有無に関わらず、全ての方が容易に開かれた情報通信の世界へアクセスできる情報通信アクセシビリティが求められています。本市のホームページも進化中だと思いますが、今後、より多くの方に関覧していただくための課題をお伺いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

ホームページのリニューアルに際しましては、ガイドラインに基づき、全ての方に使いやすくなるように整備のほうを進めてまいりました。リニューアルしたホームページを多くの方に閲覧していただくためにも、御意見や問題点を把握し、時代の変化を読み取りまして、魅力ある分かりやすい情報発信に努めていきたいと考えております。以上です。

○4番（竹村仁司君）

ぜひホームページ、愛西市の顔として磨きをかけていただきたいと思います。

先ほど東京オリンピックに関してお聞きしましたが、パラリンピックに関して何か情報があればお伺いします。

○教育部長（大鹿剛史君）

パラリンピックの聖火に関する情報でございます。

愛知県の聖火フェスティバルは8月13日から16日までの4日間、県内の各自治体で採火を実施いたします。8月16日に名古屋市において県内自治体より採火した火を集めて愛知の聖火とする集火式、それと東京へ向けて出発する出立式を行います。愛西市におきましても、現在詳しい内容は調整中でございますが、福祉団体とも協力して愛西市の火として採火を8月16日に親水公園総合体育館で実施する予定でございます。以上です。

○4番（竹村仁司君）

県の聖火フェスティバル、楽しみにしたいと思います。愛西市の火も会場に届くと思うと夢がありますし、ぜひこの様子もホームページで紹介していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鷺野聡明君）

4番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は2時50分といたします。

午後2時41分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（鷺野聡明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位11番の5番・高松幸雄議員の質問を許します。

高松幸雄議員。

○5番（高松幸雄君）

議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、急発進防止装置の取付け補助について、GIGAスクール構想について、ハザードマップと生活物資の備蓄についての3つをテーマに質問をさせていただきます。

まずは1つ目、急発進防止装置の取付け補助についてをテーマに質問させていただきます。

我が国は高齢ドライバーが増加し、75歳以上の高齢ドライバーが事故の当事者となる交通事故が全国で相次いでおり、警察庁は、昨年末時点で全国に563万人いた75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人増えて663万人になると推測しています。愛知県でも、2019年12月時点での県内の運転免許保有者数は512万9,481人です。そのうち、75歳以上が約40万人を占めており、2025年には50万人を超すと推測されています。

増加する高齢ドライバーの事故防止対策は、まさに喫緊の課題であります。昨年4月19日には、東京都豊島区池袋で、旧通産省工業技術院の飯塚幸三元院長88歳が運転する車が時速50キロで走行していましたが、前の車やバイクとの距離が迫ったため車線変更を繰り返した後、道路左側の縁石に接触、その後に急加速して、時速90キロ台後半で2つの赤信号を無視して暴走し、横断歩道で自転車に乗っていた松永真菜さん31歳と長女莉子ちゃん3歳をはねて死亡させ、同乗の妻を含む9人を負傷させる悲しい事故が起きました。元院長は事故直後、アクセルが戻らなくなったと説明、事情聴取でも、ブレーキを踏んだが効かなかったなどと車の不具合を主張しましたが、ブレーキを踏んだ形跡はなく、車にも異常は見つからず、元院長が縁石への接触でパニックになり、誤ってアクセルを踏み続けたと見て、警視庁はアクセルとブレーキの踏み間違いが原因と断定し、自動車運転処罰法違反過失致死傷容疑で元院長を書類送検しました。

昨今、高齢者のブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故は後を絶ちません。国は、高齢ドライバーによる交通事故が相次いで発生していることから、2019年度補正予算に、65歳以上の高齢者を対象にサポカーの購入などを支援するためのサポカー補助金を盛り込むことを閣議

決定しました。

サポカーとは、歩行者などに急接近したときに自動で止まる衝突被害軽減ブレーキと、誤ってアクセルを踏んだときの急加速を防ぐペダル踏み間違い急発進等抑制装置で、危険を回避する車のことであります。現在販売されている新車の8割以上が、これらの安全性機能を標準装備しております。しかし、価格が高いことなどから高齢者の利用が進んでおりません。一方、新車購入はハードルが高いという人も多いことから、後づけ装置の導入支援も対象に加わりました。

そこで、お尋ねをいたします。

国のサポカー補助金について、詳細な内容を教えてください。

次に、G I G Aスクール構想についてをテーマに質問させていただきます。

昨年12月、文科省はG I G Aスクール構想として、学校ICT環境の抜本的な改善と、ICTを効果的に活用した、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや、創造性を育む学びの実現を目指していくことを打ち出しました。特に、子供たち1人1台のコンピューター端末と学校の高速度大容量の通信ネットワークについては、特別なものではなく、令和の時代における学校のスタンダードとして当たり前のもので整備していくこととされています。

また、昨年6月には、学校教育の情報化の推進に関する法律が成立し、国や自治体が、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的、計画的に策定、実施する責務が明確化されております。今や仕事だけでなく、日常生活を含めて社会のあらゆる場所でICTの活用は当たり前ものとなっております。これからの時代を生きていく子供たちにとって、ICTは切っても切り離せないものであることは論をまちません。今年4月より小学校から順次全面实施となる新しい学習指導要領でも、情報活用能力を学習の基礎となる資質能力とされています。

ICTを適切に使いこなす力は、今や読み書き・そろばんと同じ位置と言えます。昨年12月に結果が公表された、経済協力開発機構が実施した生徒の学習到達度調査2018年調査では、我が国の子供たちの読解力の低下が話題となりましたが、今回の調査では、初めてコンピューターが本格的に活用され、これまでの読解力に加えて情報活用能力も求められる調査でした。加えて、我が国の学校の授業でのICTの利用時間が最下位である一方、学校外では、ネット上でのチャットやゲームを利用する頻度は経済協力開発機構平均よりも高く、その増加が著しいことが明らかになるなど、今回の生徒の学習到達度調査は、ICTを巡る我が国の子供たちの現状と課題が浮かび上がるものでした。

残念ながら本市では、黒板とチョークによる教師が中心となった授業もまだ見られるわけがありますけれども、ICTを効果的に使い、学びの中心が子供たちへとようになっていくことにより、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たちの学びへの興味・関心を高めることや、主体的・対話的で深い学び、アクティブ・ラーニングにつながるなど、一人一人の理解度や興味、関心に応じた学びを受けられるようになります。

このように、本市の子供たちが予測不可能な未来社会を自立して生き、これからの地域や社



会の創り手になっていくためには、学校のICT化は必須です。

そこでお尋ねをいたします。

国は、子供たち1人1台のコンピューター端末の整備を目指しておりますが、本市ではどの程度整備されていますか。1台当たり何人ですか、お尋ねいたします。

次に、ハザードマップと生活物資の備蓄についてをテーマに質問をさせていただきます。

昨年10月に東日本を縦断した超大型台風19号は、長野県の千曲川や福島県の阿武隈川で堤防が決壊するなど、各地に甚大な被害を及ぼしました。この台風では、神奈川県箱根町での累積雨量が1,000ミリを超えるなど、東日本の多くの地点で観測史上1位の降水量を記録しました。近年では、平成27年の鬼怒川決壊、28年の熊本地震、29年の九州北部豪雨、30年の倉敷の浸水被害、北海道胆振東部地震など、毎年のように全国各地で地震災害が発生し、被害の爪痕を残しております。

愛西市では、海拔ゼロメートルの低地に位置し、木曾川、日光川といった大きな河川に囲まれております。一たび大地震や集中豪雨が直撃すれば、津波や浸水の被害が市域全体に及ぶことが想定され、日頃の警戒や備えが欠かせない地域であります。私たち市民は、そうしたリスクにしっかりと向き合い、いかに避難するか、いかに備えるかを常に考え、平時のうちに生活物資を備蓄し、避難行動を訓練していく必要があります。

そうした観点から、初めに3点をお伺いいたします。

まず1点目。現在、市からは洪水ハザードマップと地震ハザードマップが各家庭に配付されておりますけれども、それぞれどのような基準で作られているのでしょうか。分かりやすい説明を求めます。

2点目です。昨今、想定外の大災害が発生しておりますけれども、これを受けて見直された点がありますか、お尋ねいたします。

次に3点目です。生活物資の準備についてお伺いいたします。大規模な災害が起こった場合、まずは安全な場所に逃げるのが最優先ですが、その後の救助や支援物資が届くまでにはどうしても一定の時間を要します。その間、いかにして命を守るか、命をつないでいくかは、市民一人一人が考え、備えておかなければなりません。

そこでお伺いいたします。

一般的に各家庭で備えるべき生活物資として、最低3日分の食料が必要と言われておりますが、具体的にはどのようなものをどのくらいそろえればよろしいでしょうか。

以上、一括質問といたします。それぞれの御答弁をよろしくお願ひいたします。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

まず私から、国のサポートカーの補助金につきましてお答えをさせていただきます。

国につきましては、令和元年度の補正予算でサポートカー補助金制度が実施されています。65歳以上の高齢者が対象で、衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載する車両の購入時に、普通車10万、軽自動車7万円、中古車4万円の補助となります。衝突被害軽減ブレーキのみを搭載する車両の場合は、普通車6万円、軽自動車3万円、中古車2万円の

補助となります。また、後づけペダル踏み間違い急発進抑制装置については、障害物検知機能つきで4万円、障害物検知機能なしで2万円の補助となります。これは、国が民間の販売業者に定額補助を行い、個人に対して減額された状態で販売する形となっています。以上です。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

市内小・中学校のコンピューター端末整備状況についてでございます。

令和2年2月現在、市内小・中学校のパソコン教室にノート型、デスクトップ型合わせて671台、児童・生徒用タブレット型端末として340台の合計1,011台が整備済みとなっております。

令和元年5月時点での児童・生徒数が4,748人でございますので、1台当たりの人数は約4.7人となります。全国平均が1台当たり5.4人、愛知県の平均が1台当たり7.5人ですので、愛西市は比較的良好な整備状況と言えます。以上です。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

続きまして、ハザードマップについてお答えをさせていただきます。

まず第1点目の、洪水ハザードマップと地震ハザードマップ、それぞれの基準でどのように作られているのかにつきましては、洪水ハザードマップは、平成22年度に作成し、平成23年度に各世帯に配付しました。マップは、木曽川、日光川、領内川において、河川整備の目標として設定された計画規模に相当する雨量があった場合の浸水想定を基に、浸水域を色分けして表示しております。

地震ハザードマップは、平成27年度に作成し平成28年度各世帯に配付しました。平成26年5月に愛知県防災局が発表しました理論上最大モデルの津波による浸水想定を基に、浸水深を色分けして表示しております。

次に、2点目の洪水、津波の基準がどのように変わったのかにつきましては、洪水に関しましては平成27年5月の水防法改正により、従来の河川整備の目標とする計画規模の降雨量に加え、新たに、想定し得る最大規模の降雨量を想定した浸水域を公表することとされました。

一般的には、計画降雨は30年から100年に1回と言われる規模、レベル1と呼ばれるものに対し、想定最大規模降雨は1,000年に1回の規模、レベル2と呼ばれております。この改正を受け、愛知県は昨年8月、計画降雨レベル1から想定最大規模降雨レベル2に浸水想定を変更する河川として、日光川を含む14河川を指定しました。

一方、津波に関しては、平成23年12月に津波防災地域づくりに関する法律が施行され、これに基づき、県は平成26年11月、最大クラスの津波を想定した津波浸水想定を公表しました。さらに県は、昨年7月、津波による人的被害を防止するため、愛西市を含む県内26市町村を津波災害警戒区域に指定しました。

なお、この想定される津波の水位につきましては、内閣府が平成29年7月に、津波そのものの浸水深から、建物等への衝突によって津波がせき上がるせき上げも加えた水位に基準水位を変更したところであります。

続いて3点目でございます。

最低3日分の食料についての御質問で、具体的にどのようなものをどのくらいそろえればよいのかの御質問でございますが、各家庭で備えておく必要がある生活物資といたしましては、最低3日で、できれば1週間分の備蓄が必要と言われております。成人の男性で、1人が3日間生活するために必要な食料を具体的に申し上げますと、水4リットル、お茶のペットボトル1本、アルファ米6パック、缶詰2個、乾パン3パック、チョコレート2袋となります。その他、用意しておく物資といたしまして、割り箸、皿、ラップなどの食器類、三角巾、ばんそうこう、マスク、常備薬などの医療品、ラジオ、懐中電灯、雨具や着替え、眼鏡、現金、保険証・銀行口座の写し、筆記用具、カイロ、携帯電話の充電器などがあります。

市では、これらをリュックサックに入れ、いざという時に持ち出して行けるようにしておくことを推奨しております。そういったものを「たすかるバッグ」という名称で市民の皆様へ備えを呼びかけております。以上です。

#### ○5番（高松幸雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

それでは再質問をお願いいたします。

まず初めに、急発進防止装置の取付け補助、サポカー補助金について質問させていただきます。

警視庁が発表した2019年の調査結果によれば、75歳以上の運転者の死亡事故のうち最も多かった人的要因が、ハンドルの操作ミスやペダルの踏み間違いなど、運転操作の誤りでした。このうち、踏み間違いの割合は、75歳以上が7.8%に対し75歳未満は0.6%、実に13倍でした。こうした中、免許を自主返納する人も増えておりますけれども、仕事や買物などで手放せない高齢者も少なくないのも実情であります。自治体レベルでも、例えば東京都が2019年度の緊急対策として70歳以上を対象に、後づけ装置の導入費用の9割補助を実施しております。

愛知県の春日井市においては、昨年11月から、自動車のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故を防ぐため、急発進抑制装置設備費補助事業を行っております。現在使用している自動車への後づけで同装置を設置する市内在住の70歳以上を対象で、費用の半額、最大では5万円を補助するもので、市によると、2020年の1月末までに266人がこの制度を利用しているそうであります。

そこでお尋ねをさせていただきます。

愛知県のサポカー補助金について、現状と今後のサポカー補助金について、本市ではどのように考えているかを教えてください。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

愛知県につきましては、市町村と共同し、後づけの安全運転支援装置の購入費と設置費の補助が令和2年度のみの実施で検討されています。補助金額としましては、障害物検知機能つきで上限3万2,000円、障害物検知機能なしで上限1万6,000円を助成するものでございます。

現在、愛知県より各市町村に対し実施の有無について問合せがあり、本市としましては、県の補助制度の内容を詳細に確認し、近隣市町村の動向を踏まえながら、実施に向けて検討して

いきたいと考えています。以上です。

#### ○5番（高松幸雄君）

ありがとうございました。

最後に、サポカー補助金の申請受付はちょうど3月9日から開始することが決まりました。新車に限り時期を遡って2019年12月23日以降の登録車が対象になります。後づけの装置取扱い事業者については、ちょうど明日ですけど3月6日に交付予定だというふうに聞いております。愛知県の補助金は市に共同して補助金を出すそうで、市が実施しない場合は補助金も出ないそうなので、他市は補助金が出て愛西市民には補助金が出ないということになりかねますので、ぜひ実施する方向で検討をお願いしたいと思います。

また申請方法も、国は民間事業者に定額補助を行って、個人に対して減額された状態で販売するもので、市も一般販売業者に全額払って、後日申請すると補助金が償還ですね、補助金が戻るのではなくて、国のやり方と同調してもらって上乗せで減額されるということを期待いたしています。

ちょっと例を挙げてみますと、これは、後づけのみで新車と中古車は国、国は後づけにも出るんですけども、市と県に関しては後づけのみに補助をするという制度になっておりまして、例えば8万円の後づけの装置を買った場合なんですけれども、自己負担額は先ほどの8,000円程度になるというふうにも聞いておりますので、参考までにお伝えさせていただきます。

では、次にG I G Aスクールの構想についての再質問をさせていただきたいと思います。

国のG I G Aスクール構想では、子供たちの1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を目指しており、令和元年度補正予算では、約2,300億円の経費が計上されました。これまでは、地方財源措置での対応とされており、予算化はそれぞれの自治体の一般財源に委ねられていたのとは比べると、画期的な政策転換であります。我が市としても、国からの財政支援を最大限に活用しながら、学校のI C T環境整備を加速していくべきだと思います。

そこで、質問させていただきます。

国は、令和5年度までに小・中学校の全学年で、1人1台の環境の実現を目指しております。愛西市としても早急に整備を加速化していく必要がありますが、どのようにして1人1台を実現する計画ですか。既に地方財源措置での対応とされています3人に1台分は今回の補助の対象外とされていますけど、どのように整備していく計画でありますか、お尋ねをいたします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

愛西市といたしましては、まずG I G Aスクール構想にのっとり、令和2年度に小・中学校の校内ネットワークの整備を行います。また、1人1台端末環境につきましても、国のロードマップのとおり令和5年度までに1人1台整備を行う方針でございます。

なお、2018年度以降の学校におけるI C T環境の整備方針によれば、令和4年度までに児童・生徒の3分の1に端末を整備することとされておりますので、先ほどの整備済み端末と合わせて約600台程度を自治体において責任を持って令和4年度までに整備することとなります。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

済みません。ありがとうございます。

G I G Aスクール構想にもあるように、教師や子供たちがコンピューターを効果的に使うためには、十分な通信ネットワーク環境が不可欠であると思います。そこで、通信ネットワークの整備については、政府の令和元年度補正予算において全国の全ての学校での使用料が計上されており、今回限りの補助になるというふうに聞いております。今回の補助を活用しないと、自治体が全額を負担して整備をしなければならず、一刻も早く対応すべきだと考えます。今後、どのように学校の通信ネットワークの環境整備していく計画ですか、お尋ねいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

我々といたしましても、1人1台端末の環境整備に先駆け、ネットワークの整備は必須と考えております。今回の国の補助を利用し、令和2年度に愛西市内全ての小・中学校において高速大容量通信が可能な校内ネットワークを構築いたします。

○5番（高松幸雄君）

国の制度をしっかりと、今年度限りということですので、ぜひ利用していただきたいというふうに思います。それには、市の負担も一部発生するわけでありますけれども、子供たちの学びにとって、コンピューター端末と通信ネットワークは一体的な整備を進めていくべきだと考えます。

そこで、教師がICTを効果的に活用できるために、どのように取り組んでいきますか、質問いたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

市内小・中学校の教員によるコンピューター部会におきまして、現場教員からの意見の集約や新規導入した機器の操作説明会を開くなど、ICT機器の利活用について積極的な議論がなされております。

また、授業での効果的な利用を補助する目的で、業務委託によるICT支援員を以前より配置しております。このG I G Aスクール構想でICT支援の需要は増加すると予想されますので、今後は増強を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○5番（高松幸雄君）

今年4月から、子供たちが手に取る教科書にはQRコードが載っているという話も聞いております。これからの授業や学習においてICTの活用が前提となっている一つの事例とも言えます。まずは、QRコードを読み取って活用するといった簡単にできるところからでもよいと思いますので、積極的な活用を進めていただきたいというふうに考えます。

一方、学校の教師は多忙であります。その中で、ICT機器が新たに変わること戸惑いや不安を持つ人もいるかもしれません。ただ、教師を支援するツールとしてICTを効果的に活用することは、教材の研究、作成などの授業の準備の効率化や、書類作成や会議の効率的・効果的な実施を可能にすると考えます。導入するときに一時的に負担が生じる場合もあるかもしれませんが、一旦導入されれば、教師の日常の業務も大きく効率化され、学校における

働き方改革にもつながるものであります。ICTの効果的な活用によって、教師が子供と向き合う時間がこれまで以上に増え、本来の業務に専門性を発揮できる機会が増すなど、教師の仕事は質・量の両面から改善ができます。また、教職人生が豊かなものとなることにより、教師という仕事の魅力向上も期待されます。

ここで大切になってくるのは、学校や教師に対する手厚い支援であります。その支援の主体は教育委員会だけではなく、本市全体として考えなければなりません。

そこで、学校のICT化と働き方改革は両立が必要です。愛西市全体としてはどのように取り組んでいきますか、お尋ねいたします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

学校のICT化は、個別学習や協働学習への利用など、授業への利活用はもちろん、児童・生徒とのコミュニケーションツールとしても期待をされております。この流れは今後加速していくものと考えられますので、愛西市といたしましても児童・生徒の学習環境、教員の労働環境のよりよい改善に向け、学校現場と調整しながら検討してまいりたいと考えております。

**○5番（高松幸雄君）**

ICT機器は、障害のある子供たちにとっては、一人一人に応じた最適で効果的な学びを提供するために役立つことにとどまらず、情報保障やコミュニケーションツールとしても重要なものです。また、遠隔教育は、病気療養中の子供たちの学習機会の確保にも資するものです。

このように、特別支援教育の充実に際してICTは欠かせないものとなっています。

そこで質問いたします。特別支援教育におけるICT活用についてはどのように取り組んでいますか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

様々な個性を持った児童・生徒にとって、興味関心をかき立てる鍵の一つにICT機器が考えられております。特別支援級の児童・生徒においても、タブレット端末などにより表現の幅が広がる、コミュニケーションが円滑になるなどの効果が考えられるため、愛西市といたしましても積極的に支援学級への活用を行いたいと考えております。

**○5番（高松幸雄君）**

ぜひとも、特別支援教育においてもICTを活用していただければいいなあと思います。

最後になります。

愛西市としてのGIGAスクールの構想の実現について、どう取り組んでいくのかを、市長としての思いや覚悟を聞かせてください。

**○市長（日永貴章君）**

それでは私から答弁させていただきます。

GIGAスクール構想、1人1台パソコン導入につきましては、愛西市といたしましては、国の補助を頂きながら進めていくということを決めさせていただいております。これにつきましては、ほかの議員さんの質問の中で、校舎の老朽化問題等を指摘されておりますが、市としては必要な教育だということで、今回GIGAスクール構想にのっとなって整備をさせていただ

くということを決めさせていただきました。

まずは令和2年度、環境整備、ネットワーク整備を進めさせていただきたいというふうに思っております。このネットワーク整備が非常に私どもとしては重要な事業だというふうに思っております。このネットワークの容量を中途半端なものにすると、後々使用について大変支障を来すというふうに思っておりますので、しっかりと情報収集をして、しっかりとしたネットワーク整備をしていきたいというふうに思っております。

また、1人1台パソコン、G I G Aスクール構想になれば、今までの授業形態が非常に変わってくるのではないかとというふうに期待をしております。これは全て現場の先生方がいかに1人1台のパソコン、タブレットを活用していただけるかということにかかっているということを考えておりますので、しっかりと現場とも連携を取りながら、教育委員会としてもしっかりとした指導をしていっていただきたいというふうに思っております。議会の皆様方も1人1台タブレットを導入されるということですので、しっかりと対応していただきたいというふうに思っております。以上でございます。

#### ○5番（高松幸雄君）

大変前向きな回答をありがとうございました。

実は、私もこの件についていろいろと調査、調べてみたんですけども、やはりICTという部分については、ほかの市町村とかでも、かなりそういったことが苦手だという市長さんだと、後ろ向きな回答があったということがありましたので、今回、日永市長の回答で、これからまた愛西市はそういうICTがどんどんと進んでいくのではないかとというふうに期待をしております。

繰り返しになりますけれども、今の子供たちは既にICTに囲まれて育っている状況であります。本来、学校は、子供たちが生きていく上で必要となるものを学ぶことができる場所であるはずですが、ICTについては残念ながら社会から取り残されていってしまっている状況であります。本市としても、学校のICTの環境の飛躍的な充実と、ICTを効果的に活用した豊かな学びの実現を目指して、教育委員会だけではなく市全体で全力を尽くしていただきたいなあというふうに期待いたしております。

では次に、ハザードマップと生活物資の備蓄についての質問をさせていただきたいと思いません。

昨今の自然災害の頻発を受け、洪水、津波それぞれの基準が見直されたということで、それだけ災害に対する危険度が高まっていると考えます。また、最近では、新型肺炎の拡大で店頭からマスクが消えたり、大型台風の前には食料や水、ビニールシートが売り切れたりと、生活物資の備蓄に関しても市民の関心は高まっていると感じております。

そこで、まず初めにハザードマップについての質問をさせていただきたいと思えます。

洪水ハザードマップは、木曽川、日光川、領内川のそれぞれで浸水を想定して作られておりますけれども、具体的にどこで堤防が切れると想定しているのでしょうか。また、先ほどの御答弁で、日光川の浸水想定、そして津波発生時の基準水位が改定されたということでしたけれ

ども、これに対して市のハザードマップを見直す予定はありますか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

まず初めに、どこで堤防が切れると想定しているのかにつきましては、洪水ハザードマップに関しましては、木曾川、日光川、領内川の3つの川の川岸に一定の間隔で破堤点を設定した上で、それぞれ1か所ずつ破堤した場合を想定し、それらを重ね合わせた浸水域を表示しております。

また、市のハザードマップを見直す予定につきましては、現在のハザードマップに関しましては、国・県の想定や考え方が変わりましたので、これに合わせて改定し市民の皆様にお知らせする必要があります。このため、最新のデータ及び基準に沿った新たなハザードマップの作成費用を令和2年度当初予算に計上しております。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

御答弁ありがとうございます。

洪水のハザードマップに関しては、市内で堤防が切れた場合を想定しているとのことでありましたけれども、また、津波に関しては、波が建物にぶつかって起きるせき上げまで想定するという先ほどの回答であります。より正確な危険度の判定が求められていることが理解できました。新しいハザードマップが速やかに作成されて、市民の皆様の理解が深まることを望みたいというふうに思います。

そこでお伺いいたします。

新しいハザードマップはどのような内容なのか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

新しいハザードマップの詳しい内容につきましては、今後詰めていくこととなりますが、これまで洪水と地震で別々に配付しておりましたハザードマップを1冊にまとめ、それに各種防災情報を加えた防災ハンドブックを作成して、各世帯にお配りしたいと考えております。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。

最新の情報が防災ハンドブックという形で1冊にまとめられるということで、とてもいい試みではないかというふうに思います。市民の皆さんに分かりやすい内容となることをぜひともお願いしたいと思います。

では次に、市内の各地域の具体的な被害想定についてを質問させていただきます。

津波による浸水と洪水による浸水では、それぞれの浸水域が異なると思いますけれども、佐屋、佐織、立田、八開地区のそれぞれにおいて、どの地区が被害を受けると想定されているか改めて説明を求めます。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

津波に関しましては、佐屋地区及び立田地区では、最大で2メートルから5メートルの浸水を想定し、佐織地区及び八開地区では、最大2メートルの浸水を想定しております。



洪水に関しましては、木曾川、日光川、領内川でそれぞれ浸水域が異なります。最大規模で申し上げますと、木曾川では、佐織地区、立田地区、八開地区の浸水深が高く、建物の3階以上への避難が必要となります。日光川は、佐屋地区、佐織地区で建物の3階以上への避難、領内川は、八開地区で建物の2階以上への避難が必要となります。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。

津波に関しては、佐屋、立田が最大2メートルから5メートルにもなると。洪水に関しましては、全ての地区で最大規模建物の3階以上の避難が必要になるということで、とてもちょっと心配な材料でありますけれども、佐屋、佐織、立田、八開地区のいずれも危険度が高いことが理解できました。

しかしながら、市内の標高差は、八開地区の最も高い地点と佐屋地区の最も低い地点で約7メートルの差があります。

そこでお伺いさせていただきます。

市の南部のほうが危険度は高いと思われませんが、いかがでしょうか。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

津波に関しましては、伊勢湾から河川を遡上して押し寄せてまいりますので、市の南部のほうが浸水深は高くなります。

一方、洪水に関しましては、愛西市は木曾川、日光川、領内川に囲まれており、それぞれの川ごとに一定の箇所破堤したと想定しておりますので、いずれの川が破堤するかによって浸水域が変わってまいります。

したがって、どの地域だから安全というのではなく、いずれの地域も危険度は高いと考えています。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

洪水の場合は破堤箇所によって浸水域が変わってきますので、標高が高いから安全ということではないということがよく分かりました。

そこでお伺いいたします。

洪水では一定の間隔で河川堤防が切れるという想定でハザードマップが作られているということですが、上流の稲沢で堤防が切れた、もしくは氾濫した場合はどうなるのでしょうか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

稲沢市内で破堤もしくは氾濫した場合は、隣接する佐織地区、八開地区に氾濫した水が早く押し寄せてくることとなります。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。

それでは次に、稲沢市内で川が氾濫した場合は、隣接する佐織地区、八開地区が浸水することとなりますけれども、そこでお伺いいたします。ただいまの御答弁でありました、佐織

地区、八開地区に氾濫した水が早く押し寄せてきた場合はどうなるのかお尋ねいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

実際に洪水が発生すれば、地形や建物によって流れてきた水が留まったり、流れる方向が変わったりすることも考えられます。稲沢市内で河川の氾濫が起これば、隣接する佐織地区、八開地区が市内で最も被害を受けることも考えられます。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

市外の上流部で河川が氾濫した場合は、佐織地区や八開地区は早く浸水被害を受けることもあり得るとのことでした。そういう意味では、愛西市のハザードマップだけではなくて、上流の一宮市や稲沢市のハザードマップがどうなっているかを確認することも大切なかもしれません。

そこでお尋ねいたします。

自宅の想定浸水深が2メートル以上の場合は、どこに避難すればよろしいでしょうか。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

自宅が危険と判断される場合は、小・中学校の校舎や最寄りのコミュニティセンターなど、市が指定しております避難所に避難していただきたいと考えております。

ただし、身体的あるいは時間的に避難する余裕がない場合は、自宅の2階や高い建物の上階に避難することも有効であると考えています。

また、1,000年に1回の規模の豪雨で木曾川が破堤するような事態になれば、市全域が浸水しますので、台風など事前に予想できる場合は、市外の親戚や友人、知人宅などに早めの広域避難をしていただくことが、自らの命を守る行動であると考えます。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

状況に応じて臨機応変に迅速に判断することが必要だということが分かりました。

昨今、地球温暖化が進行して、これまでは異常気象とされていたものがだんだんと異常ではなくなってきたような気がいたします。1,000年に1回と言われましても、それがもう目前に迫っているのかもしれない。

そこでお伺いいたします。

地震による液状化の危険度はどうでしょうか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

地震による液状化の危険度につきましては、市内のほぼ全域で危険度が極めて高いとされており、地区による差はほとんどないと考えております。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。

液状化に関しては、標高が高いも低いもなく、市内どこでも危険度が高いということであります。

続いて、生活物資の備蓄についてお伺いいたします。

先ほどの御答弁で最低3日分とありましたけれども、それでもいろいろな物資をそろえなけ

ればならないことが分かりました。私が聞いた話では、就寝時など必ずしも玄関から逃げられるとは限らないから、平常、非常持ち出しバックに靴を入れておくともいわれます。ただ、1人分だけでも大変なのに、家族全員分となると余計に大変な気がして、ついつい先送りにしてしまう市民の方も多いのではないのでしょうか。

また、飲料水や食料品には賞味期限がありますので、せっかく買いそろえても全部無駄になってしまうことも考えられます。どうすれば無駄なく備蓄ができるのか、コツのようなものがあれば教えてください。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

食料品を家庭で備蓄する際には、日頃から食料品を多めに買い置きし、古くなったものから順番に食べて買い足していくローリングストックを推奨しております。ふだんから食材を多めに買い置きしておけば、発災後3日ぐらひは冷蔵庫の中のものでしのげると思います。生鮮品がなくなった後、ローリングストックしている保存食、それがなくなれば災害用の非常食という順で使い切るようにしておけば、無駄なく1週間分の食料を確保することができると思います。

ローリングストックのコツとしましては、ふだんからストレスや負担にならないよう、自分が好きな食べ物を買いそろえ、賞味期限切れにならないよう、よく見える場所に保管するとよいと言われております。

ただし、地震時は、家屋の倒壊などで十分な食料を持ち出せない場合もありますので、こうしたときは、1回分の飲食物を持ち出しするだけでも命をつなぐことができると考えています。以上です。

#### ○5番（高松幸雄君）

ありがとうございます。よく分かりました。

ローリングストックによって、無駄やストレスにならずに備蓄ができるということでしたので、私も早速心がけてみたいというふうに思います。

それでは最後になります。

災害に対する日頃の備えについて、市長の考えをお聞かせください。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは御答弁をさせていただきます。

災害が発生をしたとき、いかに身を守るか、いかに避難生活をしていくかは、我々も含めまして市民の皆様方一人一人が考え、行動し、備えておかなければならないことだと考えます。

市といたしましては、避難訓練、避難場所の指定、備蓄物資の確保、連絡体制の整備など、様々な状況を想定し備えを行っておりますが、災害に対して万全な備えができているわけではありません。場合によっては、市外への広域避難も現実味を帯びてきているのではないかとこのように思っております。

今回新たに策定をさせていただきますハザードマップに関しましても、あくまでも一定の条件を設定させていただいて策定する想定でありますので、そればかりを過信せず、あらゆる状

況をイメージして、避難経路の確認、非常持ち出しバッグの準備、家庭内での備蓄など、日常の中で行っていただきたいというふうに思います。特に、市で行わせていただいている防災訓練や、また各自主防災会で行っていただいておりますそういった訓練に積極的に参加をしていただき、またその訓練が終わりましたら、ご家庭の中、また近所の方、また知り合いの方と、災害について一度考えていただくことも非常に重要ではないかというふうに思っております。

市民の皆様方には、自らの命は自らで守るという自助の心を持っていただけるよう、そして今から備えを怠らないようにしていただきますようお願いをするとともに、災害は今年やってくるかもしれませんので、しっかりとした備えを我々もしていかなければならないと考えております。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

ありがとうございました。

明日に回してはいけないというふうに身にしみて分かりました。

本当に、南海トラフ、いつ起きてもおかしくないことでありまして、本当にそれについても一人一人がしっかりと自分に肝に銘じていかなければいけないなど、市民一人一人の心がけと取組で、災害の危険度は大きく下げられるというふうに思います。自らの命をいかに守るか、私たち一人一人がもう一度立ち返って考えるべきであるというふうに思います。

総括ですけれども、昨年の台風19号など、100年に1度の想定すら上回るような自然災害が世界各地で起こっております。南海トラフをはじめとする大地震がいつ起こるか分からないことも事実であります。一たび災害が起これば、大切な市民の命を市役所だけで守れるものではありません。先ほどの御答弁では、どの地区だから安全というものはなく、市内全域が危険度が高いということでした。自分は大丈夫だではなく、いつ自分が災害者になるか分からないというような前提で、日々の備えを怠らないようにすることが大切であります。生活物資の備蓄についても、詳しい御答弁を頂きましたので、市当局には、こうした情報を最新の防災ハンドブックに盛り込まれるとともに、ホームページに掲載したり、市広報に繰り返し掲載するなどして、市民の皆様幅広く呼びかけていただきますことを要望いたしまして、私からの質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（鷺野聡明君）**

5番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は3時50分といたします。

午後3時41分 休憩

午後3時50分 再開

**○議長（鷺野聡明君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位12番の7番・原裕司議員の質問を許します。

原裕司議員。

**○7番（原 裕司君）**

議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

3月定例会の審議では、令和2年度各種事業予算が上程されております。

事業を執行するに当たっては財源が必要であり、この財源をどのように効果的に活用するかを審議いたします。

市長の施政方針説明でも、市税の増収が見込めない中、将来のまちづくりに向け、新たな取組に積極的にチャレンジしていくという決意もお聞きしました。よりよい市民サービスを提供するためには、やはり安定した財源確保が必要となります。今回の一般質問では、この財源確保の観点から、大項目、ふるさと納税について、2項目め、市税等滞納者について、一括質問させていただきます。

では、ふるさと納税の現状と課題についてですが、この制度は平成20年5月から実施され、12年が過ぎました。ふるさと納税とは、応援したい自治体に寄附ができる仕組み、寄附をする自治体から地方の地場産業の発展に貢献ができるだけでなく、多くの自治体から寄附のお礼として地方のお礼品が送られ、受け取ることができます。また、寄附したお金のほとんどは税金の控除という形で戻ってくるため、実質2,000円で地方のお礼の品を受け取ることができる大変うれしい制度です。

平成27年の税制改正により、寄附に対して戻ってくるお金、控除の上限額が約2倍に引き上げられ、ワンストップ特例により確定申告が不要になることで、サラリーマンなどの確定申告を今までしていない人にもますます便利になり、人気が高まってきております。

財政が厳しい自治体にとっては自主財源の確保ができる制度であり、こぞって各自治体が工夫を凝らして取り組みました。しかし、地場産品ではない高額な品を返礼品とした自治体が増えたため、ある一定のガイドラインを定め、違反した自治体はこの制度から外すと総務省は警告をしました。

しかし、一部の自治体は、新制度発表後も変わらず無視をするかのように継続、高還元率返礼品や地場産品以外の返礼品でふるさと納税を続けた結果、静岡県小山町、大阪府泉佐野市、和歌山県高野町、佐賀県みやき町の4つの自治体が平成30年11月以降、基準に反して過度な返礼品を送り、多額の寄附を集めたということで除外され、税優遇も受けられなくなりました。

みやき町は、今までふるさと納税で集めた寄附金を財源に、小・中学校の給食費や18歳までの医療費の無料化を進めてきた自治体であります。そんなときに決定した制度の除外、再申請できるのは令和2年7月以降になるため、復帰までに財政に与える影響は大きいと思います。

実は、これ以外にも、43の自治体に対して税優遇の適用期間を6月から9月の4か月間に限ることと発表いたしました。

総務省は、今まで曖昧であった地場産品を明確にしました。地場産品とみなされるものとして、自治体内で生産した材料を使い作られた製品。JAに出荷したブレンド米。ゆるキャラグッズ。自治体PRグッズ。これは生産地が他の自治体でも可であります。

新しいふるさと納税の制度では、返礼品について基準を守る自治体だけをふるさと納税の対象に指定することになりました。以前、愛西市の説明では、この制度を適正に対応しており問

題ないということでしたので、安心いたしております。

新たなルールは、返礼品を寄附額の3割以下に抑える、返礼品は地場産品に限る、適正な募集で寄附を集める、この3つの基準に沿った制度に生まれ変わりました。一見、寄附者にとってはお得さが減ってしまうような内容ですが、もともとは応援したい自治体に手を差し伸べる寄附制度です。ふるさと納税は、税制を活用してふるさとへ貢献する仕組みをつくりたいという思いから生まれました。国・地方自治体・個人、それぞれにメリットがある仕組みになっております。各地の地場産業が発展し、経済の活性につながる可能性が増え、国の収益もアップします。また、地方自治体でも税収も増加が期待できます。

日本には、若者の都市部進出などにより、税収の少ない地域、自治体が多数存在します。しかし、ふるさと納税を行えば、人口の集中する都市部の税金の一部を行政悪化に陥っている地方自治体へ分配することが可能となります。地方自治体は、行政予算を増やすことができ、地域活性化につなげることができます。さらにふるさと納税では、各地方自治体が他地域の寄附者に向けてお礼の品を送ることで、地元の魅力をアピールすることができます。

愛西市においても、レンコン掘り体験やイチゴ狩り体験等を送れば、観光客の集客にもつながります。実際にふるさと納税での寄附をきっかけに、寄附先の地方に興味を抱く方は多いかと思えます。

お礼の品には、都会で購入すれば高値がつくような御当地食材や酒類、日用品、工芸品等が豊富となりました。2,000円以上の寄附を行えば、住民税のおよそ1割に当たる金額が住民税や所得税から還付・控除されることから、地元へ貢献しながらお礼の品を通じて、土地の魅力やよさを知ることができます。

そこでお伺いします。

9月の定例議会において、石崎議員のほうからふるさと納税に関する質問の答弁の中では、平成30年度の寄附件数、507名、5団体、市内外からの寄附金が532万6,360円等の状況が説明されておりますので、その後、令和元年度12月末までの寄附納税件数及び金額、寄附申込みが多い月、返礼品の数や、人気返礼品の状況、高額返礼品の状況についてお答えいただきたいと思えます。

次に、ふるさと納税ばかりではなく、市民等から純粋に寄附をされている方もおられると思えます。市への寄附金全体について、ここ数年の人数や金額についてお答えいただきたいと思えます。

次に、2項目めの市税等滞納者の現状と対応についてお伺いたします。

市の財源確保のための施策として、企業誘致をはじめ、現在整備が進められている道の駅立田ふれあいの里及びその周辺を観光拠点として整備することで、多くの方々に愛西市に来ていただき、地域の名産品を買っていただくことも財源確保につながる事業だと思えます。

日永市長も、市の内外から来られるイベント会場の挨拶において、以前から愛西市の特産物をお土産にと宣伝され、地場産業の活性と自主財源の確保を自ら進んで推進されておられます。

さきにも述べましたが、この3月定例議会では、令和2年度一般会計予算をはじめ、国保、

介護の特別会計予算が上程されております。市民が安心・安全に暮らせるまちにするため、各種事業計画が上げられ、予算配分がなされております。こうした事業予算の考え方は、歳入があつて歳出があると考えております。つまり、財源がなければ、手厚くしたい事業や新たなサービスも限界があるということです。

愛西市の財源は、大きく分けると市民の税金と国・県からの交付金や基金の取崩しが基本的な財源となっております。愛西市は、大企業もなく税収が少ないため、多くの事業は国・県への依存財源で財政運営を図っております。

行政は、市民から納められた税金を無駄にすることなく、事業展開をする使命があります。しかし、様々な理由で自主財源である税金を納めたくても納められない方や、水道料金等の納付が滞る人もいると思います。

納めるべきものとして、市県民税や固定資産税、健康保険税、軽自動車税、介護保険、上下水道利用料金などや、給食費等の金額を含めた滞納者の現状と徴収率についてお答えいただきたいと思ひます。

以上、一括答弁のほうをよろしくお願ひをいたします。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、1件目のふるさと納税に関する御質問、2件合わせて御答弁させていただきます。

今年度12月末までの実績につきましては、市外からの寄附は414人で894万2,000円です。また、団体からが9団体、市内在住者からの寄附は6人で548万9,906円となっております。平成30年度の市外からの寄附は506件、441万7,000円でありましたので、12月末時点で前年度と比較し約2倍の寄附金額を受けております。

現在、本市の返礼品は49品目となっておりますが、高額順に織田信長陣羽織セット20万円、ランドセル18万円、七宝焼き似顔絵16万円となっております。

次に、令和元年度12月までに返礼品として選択された上位3品は、レンコン2キログラムが83件、チャイルドシートが65件、みそ煮込みうどんが58件となっております。チャイルドシートが令和元年8月より新規に返礼品に追加し、寄附者から好評だったことが、本年度の寄附額増加の要因であると考えております。

次に、2件目の滞納者の現状についてお答えをいたします。

収納課所管の昨年度末の現年分の滞納の人数、未納額、徴収率を申し上げます。

まず、市民税、滞納者数638人、未納額3,244万3,058円、徴収率99.0%。

法人市民税、滞納者数17社、未納額122万5,200円、徴収率99.6%。

固定資産税、滞納者数663人、未納額3,993万9,942円、徴収率98.9%。

軽自動車税、滞納者数248人、未納額225万5,685円、徴収率98.5%。

以上合計で、滞納者数が延べ1,566人、未納額7,586万3,885円、徴収率99.0%でございます。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは私のほうから、保険税、保険料に係る額について、御答弁させていただきます。

国民健康保険税、滞納者586人、未納額5,481万7,783円、徴収率96.1%。

後期高齢者医療保険料、滞納者54人、未納額143万3,100円、徴収率99.7%。

介護保険料、滞納者141人、未納額535万7,700円、徴収率99.6%でございます。以上です。

#### ○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは私のほうからは、上下水道料金の昨年度、現年度分の滞納人数、未納額、徴収率についてお答えさせていただきます。

まず、上水道利用料、滞納者数552人、未納額793万1,424円、徴収率98.3%でございます。

農業集落排水処理施設等使用料、滞納者数235人、未納額420万2,283円、徴収率98.2%。

農業集落排水処理施設等維持管理分担金、滞納者数67人、未納額81万4,796円、徴収率91.9%。

公共下水道使用料、滞納者数248人、未納額391万4,374円、徴収率97.3%。

公共下水道事業受益者負担金、滞納者数50人、未納額110万8,900円、徴収率96.2%。

公共下水道事業受益者分担金、滞納者数39人、未納額171万2,500円、徴収率95.9%。

公共下水道事業区域外流入分担金、滞納者数1人、未納額8,900円、徴収率99.2%でございます。以上でございます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

給食費につきましては、滞納者数12人、未納額21万5,060円、徴収率99.9%でございます。以上です。

#### ○7番（原 裕司君）

他部署にわたり、御答弁ありがとうございます。

それでは、ふるさと納税について、再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどお答えいただきました金額、前年度と比較いたしますと、前年度途中にもかかわらず、返礼品の品数も増え、寄附金額も約2倍増えております。前年度と比べますと大きく上回っている。この制度の浸透と多くの皆様の善意が集まっていることが分かります。

それでは、この寄附財源をどのように活用されているか、令和2年度の事業計画についてお答えさせていただきたいと思っております。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

ふるさと応援寄附金につきましては、用途を指定することが可能となっております。総合計画に基づき、8つの用途を選択することが可能となっており、令和元年に頂いた寄附金につきましては、選択された用途に基づき、令和2年度に実施予定の幼稚園・保育所等副食代補助事業、道の駅周辺整備事業、外国語指導助手委託事業などに充当することを予定しております。以上です。

#### ○7番（原 裕司君）

御答弁ありがとうございます。

寄附財源の事業化について、細かな答弁ありがとうございました。

やはり、このような寄附により自主財源が確保されれば、様々な事業展開が行えることとな



ります。多くの方々にふるさと納税の趣旨を理解していただき、御協力を期待するわけであり  
ます。

特に、財源確保の観点から、道の駅周辺事業については観光拠点として多くの方々が来場し  
ていただけるような設備整備をお願いするとともに、財源確保ばかりではなく、出品しておら  
れる農業従事者やテナント業者との共存共栄の地域づくりも含めた運営を市長にはお願いをい  
たしたいと思います。

それでは、ふるさと納税を多くの方々に利用していただくために、返礼品の業務をどこの自  
治体でも委託していると思います。愛西市では、ふるさとチョイスに掲載しているわけですが、  
申込みの窓口は重要だと考えております。このような掲載方法についてはほかにもあったかと  
思いますが、業者の選択経緯についてお聞かせいただきたいと思います。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

本市では、平成26年度から、当時最大シェアのふるさと納税ポータルサイトであるふるさと  
チョイスを利用し、ふるさと納税の受入れを行っております。

ふるさと納税につきましては、総務大臣通達に基づき、これまでポータルサイト、ふるさと  
チョイス1社での掲載で受入れを行ってきました。しかし、納税サイトを増やすことにより、  
寄附金受入額の増加の期待もできますので、市として総務省の告示等を遵守した形で、新たに  
新規サイトの掲載追加も検討しているところでございます。以上です。

#### ○7番（原 裕司君）

市が検討されている新規サイトも、有効な手段だと考えております。

現状といたしまして、ネット検索によるふるさと納税を利用されている方が大半ではないか  
と思います。例えば、レンコンを検索すれば、すぐに愛西市の画面が現れれば、効率もよくふ  
るさと納税につながると思うんですけども、そんなにうまくはいかないと思います。

今回、検索方法を調べてみました。愛西市のホームページから検索する方は、愛西市の返礼  
品の品を理解されている人やリピーターの方が多いかと思えます。

そこで、パソコンから検索する様子を資料画像で見たいと思います。

これは、昨年12月23日現在の映像で、ホームページのトップページであります。竹村議員  
のほうからもリニューアルしたということがあって、私もちょっと戸惑いながら、変わったば  
かりだったと思いますので、操作をしております。

次に、ホームページの下段に移ります。ちょうど上段の真ん中、この部分にお勧めリンクの  
ふるさと応援寄附金というところをクリックいたします。そうしますと、この映像ですけれど  
も、そうすると、市長の挨拶が出てまいります。その下段に申込みの方法が記載されています。  
この部分のふるさとチョイスというところをクリックすると、ひと、自然、愛があふれるまち  
愛西から、愛西市の返礼品がすぐに選べる仕組みになっています。

個人によって目的は違いますが、ホームページの工夫次第では、アクセスは多くなる  
のではないかと思います。ネット社会でも、日々進化しますので、アクセスやヒットにつな  
がる誘導方法もあるかと思えます。画面をリニューアルしたばかりではございますけれども、画

面の変更や検索方法、そういったものを工夫する計画はあるのか、お答えいただきたいと思えます。

○総務部長（奥田哲弘君）

現状では、市ホームページの画面を変更する予定はしておりません。ただし、より多くの方に愛西市のふるさと納税を周知するために、ヤフーサイトにインフィード広告を11月と12月に掲載をしております。来年度においても、インフィード広告の掲載を予定はしております。以上です。

○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

また、愛西市ホームページからの検索というのはリピーターが多いことから、時間はそんなにかからないと思えますけれども、市は周知するために様々な広告等も検討されておられますけれども、実際このサイトの実情を知るということも大変重要なことだと思えます。

次の画像資料については、愛西市のレンコン等の特産物を知らない人たちが、全国各地からアクセスする場合があります。

ふるさと納税でアクセスすると、いろいろなサイトを選択することができます。ふるさとチョイス以外のサイトを選んでしまいますと、愛西市のレンコンにはたどり着けません。ふるさと納税、レンコンというふうな入力をしても駄目でした。やはり、ふるさとチョイスという検索をして、今画面に出ておりますけど、この画面からしか先ほどのふるさと納税の下にたどり着けないという現状であります。

そこで、この画面からレンコンと入力すると、次の1ページ目の1位に佐賀県の白石町の白石産泥つきレンコン4キロ6,000円の表示がされます。一番上段の左です。ちょっと画面が小さくて見にくいかも分かりませんが、他のサイトでも、白石町はふるさとナビというところでも検索しますとヒットします。これは多分ふるさとチョイスでも契約を結んでいるというような形だと思えます。

この画面で、1ページに大体30の返礼品が掲載されています。1ページの23番目に愛西市のレンコン2キロ8,000円と、企業名を言いますと清水食品のものが出ております。

次に4ページ、右の上段ですが、これは食品ではありませんけれども、レンコンブローチ2万円、太田七宝店さんの商品でございます。次の画面に移りますと、14番目にレンコン5キロ1万5,000円の山三レンコンさんというところですよ。次の29番目に2キロ8,000円とレンコンなんですけれども、掲載がされています。

このページ数が13ページあります。最後まで検索するにはかなりの時間がかかるわけですので、後ろのほうに掲載されておりますと、見てもらうことができずに終わってしまうんじゃないかなという気がいたします。

参考までに、8ページの7番にレンコンペンダント2万円、そして24番目にレンコン5キロ1万5,000円、29番目にレンコン掘り体験1万円が掲載されております。ここですね、レンコンを掘っているということで、体験ということで、観光客を呼ぶというような商品になってお

ります。

最初に掲載されました佐賀県の白石町がなぜ1番目に現れるかということ、愛西市との違いについて比べてみました。

まず、地域の紹介が掲載されています。どんな地域なのかということを紹介するわけです。レンコン料理のレシピが掲載してあります。これはレンコン揚げの浸しというようなもので、私もまだ食べたことはないんですけど、揚げてからだし汁につけて食べるようなものだと思います。それと次の映像がレンコンかば焼きということで、これは愛西市でも有名な商品であります。

次に、利用者の感想が載っているというようなことであります。そして何より、レンコン検索をしているんですけども、そのほかの返礼品も検索ができるという形になっています。ですからレンコンを検索したんですけども、白石町にはまだほかにこういったものもありますよということで、おいしそうなお肉を含めて載っています。こういう白石町はアクセスを増やす工夫をされているということだと思います。

リピーターを増やす工夫、消費者への心配りが大切だと思います。そこで、愛西市では行政、生産、産品者側、運営サイト側などと企画調整というようなものはどのように行われているかお答えいただきたいと思います。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

次年度におきましては、ふるさとチョイスの各プランが統合されるということで、自治体情報を掲載できる可能性があるとは聞いております。掲載が可能となれば、より市の魅力を発信できると考えております。

さらに、ふるさとチョイスの返礼品の画像の中に、返礼品を使ったレシピ等も掲載していくことは可能ですので、事業者と調整の上、適宜追加していくことを検討しております。以上です。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

このサイトをさらに有効活用できる工夫、行政と生産、産品者の、そして運営サイトの三位一体で取り組んでいただくことにより、愛西市の魅力や地場産品のPRにもつながると思いますので、引き続き検討していただくようお願いをしたいと思います。

次に、ふるさと納税実績、愛知県内で1位は幸田町であります。どんな商品が検索されるかと検索してみました。スケートで有名な浅田真央さんが宣伝している寝具であります。幸田町は、これを扱う企業があるということで、返礼品として認められています。

本市においても、先ほど答弁にもありましたが、チャイルドシートを扱う企業があるということから返礼品の対象になり、ふるさと納税の増えた要因ではないかというお答えもございました。

また、お隣の津島市、この間新聞に載ってございましたけれども、服地と仕立券を返礼品にしたということで、地場産業が活気づいたというような記事も載ってございました。

現在、南河田工業団地に企業誘致が進められ、市長の方針の中にも、ほぼ5区画の誘致が完売に近づいているということでございました。また、今後弥富インター付近にも企業誘致計画も進められております。このようなふるさと納税対象品を扱う企業誘致について、市のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

ふるさと納税の返礼品を取り扱える企業を優先として企業誘致を行う予定はございませんが、操業開始後、市内既存企業と連携を図ることで、地場産品等のPRや産業ルートの展開は期待をしています。以上です。

**○7番（原 裕司君）**

答弁ありがとうございました。

愛西市を知っていただく、興味を持っていただく、ふるさとチョイスを工夫することによって、最少限の費用で市の観光情報を発信できることも可能でありますので、引き続き工夫を凝らしながら進めていただくことをお願いいたします。

また、昨年実績で寄附金全体の約13%、これは返礼品を求めない、本当に愛西市民から市への純粋な寄附金であります。このような善意を大切にしないといけませんので、今後も寄附金によりよい事業に反映できるようお願いして、次の質問に移りたいと思っております。

それでは、市税等の滞納の取組について、再質問をさせていただきます。

各担当課から答弁をまとめますと、重複している方もおられますが、全ての滞納者を合わせますと17法人、3,534人の方がおられます。そして、未納総額1億5,738万705円となるわけでございます。ここの数字で見ますと小さく感じておりますけれども、やっぱり総額にすると随分大きな額になることが分かります。

では、この税滞納者には、地方税法によって税額に年8.9%（納期限の翌日から1か月経過する日までの期間につきましては年2.6%）の滞納金が掛けられることとなりますけれども、そこで滞納者への徴収方法、どのような形で行っているかお答えいただきたいとともに、最初の質問にもさせていただいたんですが、納めたくても納められない人がいると思っております。やむを得ない理由があると認める場合は、延滞金額の減額であるとかまたは免除、こういったことができるのか、その辺についてお答えしていただきたいと思っておりますが、できるのであれば減免の理由も含めてお願いをいたします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

まず、徴収方法といたしましては、納期限後20日以内に督促状を送付し、その後徴収嘱託員による戸別訪問や納税催告の送付を行い、早期納付をお願いしております。

延滞金の減免についてでございますが、単に経済的に苦しいということだけでは減免になりません。みだりに減免することは、納期限内納付者との負担の公平性を欠くものでありますので、地方税法に基づき、徴収猶予や換価の猶予、差押え、滞納処分の停止などを受けた場合には、その期間の延滞金について減免の対象となります。以上です。

**○7番（原 裕司君）**

答弁ありがとうございました。

では、納税できる経済能力があるにもかかわらず滞納する方についてですが、滞納を放置しますと、真面目に納税をする市民にとっては、納税の不公平感やモラルの低下にもつながると思います。

納税が困難な方について、どのような対応をして納税を促しているかお答えいただきたいと思います。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

徴収が困難な方につきましては、収入が少ない、仕事が不安定、ローンの返済があると言われるのみで、払えない理由を具体的にお聞かせいただけない方や、督促状や催告書にも全く無視、無反応な方などもお見えます。

滞納されている方に職員は納税折衝を行い、収入や生活状況を聞き取り、早期に完納していただくようお願いをしております。納税資力があると認められるにもかかわらず納付されない場合には、法令を遵守した財産の差押えなどの滞納処分を行っております。以上です。

**○7番（原 裕司君）**

答弁ありがとうございます。

市税ばかりではなくて、昨今介護事業所においても、利用料金の支払いが滞る事案が複数発生しております。要因については、本人の年金支給額で支払える能力があるにもかかわらず、家族が年金を管理するということで、本人の年金が家族の生活費に充てられているというケースがあります。各事業所においても、再三にわたって支払い請求を行っていますが、なかなか効果が現れない状況と聞いております。

介護保険の利用開始に関しては、介護認定などの市が窓口にもなっておりますので、このような相談窓口になっていただければ、介護事業者も安心して介護サービスが提供できると思いますので、前向きにその辺の徴収というか滞納の相談窓口を取っていただければありがたいなと、これはお願いでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、ふだん徴収業務というのは、市の職員が行っているわけでございます。平成23年4月に、愛知県西尾張地方の税滞納整理機構が設立されました。市側と納税義務者との話合いがうまくいかない場合に、税徴収業務の移管をするということとなっておりますけれども、この9年間、整備機構が果たしてきた役割についてお答えいただきたいと思います。また、この滞納整理機構の設置期間は3年となっており、平成29年度に再延長されております。この整理機構の継続が必要な時代だと思っておりますけれども、今後の延長はあるのか、延長がない場合にどのような対応をされるのか、答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

愛知県西尾張地方税滞納整理機構は、市県民税を初めとした市税の滞納額の縮減と職員の徴収技術の向上を図るため、平成23年4月に設立され、市職員を毎年1名派遣し、県職員と協働して市から毎年100件程度の案件を引き受け、滞納整理に取り組んでまいりました。

機構の設置期間は2度延長されましたが、今年度末をもち、設置期間の満了により終了をい

たします。また、延長はございません。

今後につきましては、例年機構が引き受けていた案件分の滞納整理や職員の育成を市で対応することが肝要かと思いますが、機構を経験した職員が中心となって進めてまいります。以上です。

**○7番（原 裕司君）**

答弁ありがとうございました。

滞納整理というのは、手間も時間もかかり大変な作業ではあります。様々な事業の財源となることから、根気強くお願いいたしたいと思います。

次に、資産を差し押さえたり、売却する等で納税していただく場合もあるかと思いますが、土地はすぐに売却は難しいと思います。事例で結構ですので、どのくらいの期間を要したか、また差し押さえた資産が処分できずに残ることもあるかと思いますが、よくネットで官庁オークション、今回も消防自動車をオークションに出すというような消防長の答弁があったかと思えますけれども、こういった車や土地が売り出されております。

本市においても、このような場合、土地の場合ですけれども、オークションなどを利用しているのかお答えいただきたいと思います。また、2月の広報「あいさい」に、市の土地を売却するというような記事が掲載されておりました。これは差し押さえられた土地なのかもお答えいただきたいと思います。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

差押えの対象となる財産は、金銭的価値を有し、換価性のある財産でございます。具体例としましては、預金、生命保険、給与などの租税に充てやすいものから優先的に差押えを行っております。

不動産の差押えも行っておりますが、公売したものはなく、ネットオークションの利用実績もありません。2月の広報「あいさい」に掲載した公売物件に関しましては、差押えによるものではなく、市有財産の売払いについて掲載したものでございます。以上です。

**○7番（原 裕司君）**

答弁ありがとうございます。

今回、自主財源確保の必要性の観点から質問させていただきました。

自治体の財政力を示す指標といたしまして、財政力指数があります。財政力指数とは、基準となる収入額を支出額で割り算した数値であります。1であれば収支バランスが取れていることを示しており、1以上を上回れば基本的には地方交付税の交付金が支給されないということでございます。

日本地域番付の資料によりますと、財政力指数ランキング、都道府県別では、愛知県は東京に続き第2位の0.92となっております。県内で比較すると、愛西市は0.65で、愛知県におけるワーストツーという形になります。ワーストワンというのは新城市、参考までにお話しさせていただきます。

しかし、全国データで比べると、愛西市は1,765地域中496位という順位であります。当然愛

知県は財政が豊かな自治体が多いということから、財政力指数については全国規模で愛西市の場合は比較することが適切な財政運営につながると考えられます。

ちなみに、飛島村は全国1位の2.07と、交付金がなくても自主財源で行政運営ができる不交付団体であります。小さな村でも優良企業が多くあれば、自主財源が確保できることがこれで分かるかと思えます。しかし、多くの自治体はこうした企業がない現状があります。

現在、市の基本構想となる第2次愛西市総合計画により、企業誘致をはじめ、様々な財源確保に向け施策を進められております。人口減少等の急速な改善は難しく、自主財源の改善にはかなり時間も要すると思えます。また近年、自然災害等、予期せぬ事態も発生しております。このような災害や市民生活を支える各種事業を遂行するためには、以前より主張しております自主財源である基金の積立ては大変重要だと考えております。

交付金で全て賄える事業は、ほとんどありません。この基金に対し、ため込んだと言われる方もおられますが、将来に向け備える、蓄える考えで行政運営をお願いし、一般質問を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

7番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷺野聰明君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月10日午前9時30分より再開しますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時40分 散会

